

男女共同参画基本計画

平成17年12月

目次

第1部 基本的考え方

1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 (1) 男女共同参画基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 (2) 第1次基本計画策定後の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 (1) 男女共同参画基本計画(第2次)の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 (2) 男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
 (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
 ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 ア 男女雇用機会均等の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 エ 男女間の賃金格差の解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 (2) 母性健康管理対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 (3) 女性の能力発揮促進のための援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 イ 再就職に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 イ パートタイム労働対策の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

工	在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進	33
オ	男女のそれぞれ少ない職業分野への参画	35
(5)	起業支援等雇用以外の就業環境の整備	34
ア	起業支援策の充実	35
イ	雇用・起業以外の就業環境整備	35
4	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	37
(1)	あらゆる場における意識と行動の変革	38
(2)	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	38
(3)	女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	38
(4)	女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	40
(5)	高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	42
5	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	45
(1)	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	46
ア	仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	47
イ	仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実	47
ウ	仕事と介護の両立のための制度の定着促進等	47
エ	育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	47
(2)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	48
ア	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	49
イ	ひとり親家庭等に対する支援の推進	53
(3)	家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進	52
ア	家庭生活への男女の共同参画の促進	53
イ	地域社会への男女の共同参画の促進	55
6	高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	57
(1)	高齢者の社会参画に対する支援	58
(2)	高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	58
ア	介護保険制度の着実な実施	59
イ	高齢者保健福祉施策の推進	59
ウ	介護に係る人材の確保	61
(3)	高齢期の所得保障	60
(4)	障害者の自立した生活の支援	60
(5)	高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	60
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	65
(1)	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	66
ア	女性に対する暴力への社会的認識の徹底	67
イ	体制整備	67
ウ	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	69
エ	女性に対する暴力に関する調査研究等	71
(2)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	70
ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項	71
イ	相談体制の充実	71
ウ	被害者の保護及び自立支援	73
エ	関連する問題への対応	75
(3)	性犯罪への対策の推進	74

ア	性犯罪への厳正な対処等	75
イ	被害者への配慮等	77
ウ	加害者に関する対策の推進等	77
エ	啓発活動の推進	79
(4)	売買春への対策の推進	78
ア	売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援	79
イ	児童に関する対策の推進	79
(5)	人身取引への対策の推進	80
ア	人身取引対策行動計画の積極的な推進	81
イ	関係法令の適切な運用	81
ウ	被害者の立場に立った適切な対処の推進	81
エ	調査研究等の推進	83
(6)	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	82
ア	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	83
イ	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	83
ウ	その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	85
(7)	ストーカー行為等への対策の推進	84
ア	ストーカー行為等への厳正な対処	85
イ	被害者等の支援及び防犯対策	85
ウ	広報啓発の推進	85
8	生涯を通じた女性の健康支援	87
(1)	生涯を通じた女性の健康の保持増進	88
ア	生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実	89
イ	成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援	89
(2)	妊娠・出産等に関する健康支援	90
ア	妊娠・出産期における女性の健康支援	91
イ	適切な性教育の推進	93
(3)	健康をおびやかす問題についての対策の推進	92
ア	HIV/エイズ、性感染症対策	93
イ	薬物乱用対策の推進	93
ウ	喫煙、飲酒対策の推進	95
9	メディアにおける男女共同参画の推進	97
(1)	女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	98
ア	メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等	99
イ	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	99
ウ	メディア・リテラシーの向上	101
(2)	国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進	100
10	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	103
(1)	男女平等を推進する教育・学習	104
ア	初等中等教育の充実	105
イ	高等教育の充実	105
ウ	社会教育の推進	105
エ	教育関係者の意識啓発	107
オ	男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実	107
(2)	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	106

ア	生涯学習の推進	107
イ	エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実	109
ウ	進路・就職指導の充実	111
1 1	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	113
(1)	国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	114
(2)	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	114
ア	「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進	115
イ	国連の諸活動への協力	117
ウ	女性の平和への貢献	117
エ	国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	117
オ	あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進	117
カ	NGOとの連携・協力推進	119
1 2	新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	121
(1)	科学技術	122
(2)	防災（災害復興を含む）	122
(3)	地域おこし、まちづくり、観光	124
(4)	環境	124
	第2部における数値目標（再掲）	128
	第3部 計画の推進	
1	国内本部機構の組織・機能等の拡充強化	131
(1)	男女共同参画会議の機能発揮	131
(2)	総合的な推進体制の整備・強化等	131
2	国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化	132
3	女性のチャレンジ支援	134

第1部 基本的考え方

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきた。この不断の努力は平成 11 年に男女共同参画社会基本法の成立というかたちで結実し、我が国の男女共同参画社会の形成は新たな段階に入ったと言える。

しかしながら、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要である。女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21 世紀を迎えた我が国社会にとって最重要課題であることは言をまたない。男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢を持てるようになると確信する。

政府においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12 年に男女共同参画基本計画（以下「第 1 次基本計画」という。）を閣議決定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきた。今般、これまでの取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定する。

男女共同参画社会として目指すべき社会の将来像は次のようなものである。

「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になる。

「職場における性差別が解消すること」及び「仕事と家庭の両立支援策が進むこと」によって、女性が働きやすくなるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、多様性に富んだ職場環境が人々を活性化することを通じて企業活動も活発となる。

「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、親と子どもの関係が改善され、男女とも子どもと関わる喜びを体験し得る。

「地域社会の活動が評価されて男女共同参画が促進されること」によって、人々は職場中心の生き方だけでなく、男女とも、多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動等、様々な生き方を自ら選択することが可能になる。

「国際的な動向を踏まえつつ男女共同参画を推進し、支援や発言を積極的に行うこと」によって、地球社会における男女共同参画にも貢献し、また、世界での活躍の場も広がっていく。

1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

(1) 男女共同参画基本計画

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画に係る法定計画である。

男女共同参画社会基本法は、第 13 条において、政府が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定している。

(2) 第 1 次基本計画策定後の主な取組

内閣機能強化の一環として平成 13 年に設置された内閣府に、重要政策会議の一つとして男女共同参画会議が設置され、内部部局として男女共同参画局が設置されるなど、男女共同参画に関する推進体制が強化された。

男女共同参画会議においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査が行われてきた。

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等については、平成 13 年に「仕事と子育ての両立支援策の方針」を、平成 14 年に施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する取組の推進方策を取りまとめるとともに、内閣総理大臣からの検討指示を受け検討を進めてきた「女性のチャレンジ支援策の推進」について、平成 15 年に会議決定を行い、これを踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が 2020 年までに少なくとも

30%程度になることを期待し、各分野における自主的な取組が進められることを奨励している。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視については、平成 14 年に国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進及び「仕事と子育ての両立支援策の方針」に係る施策について、平成 15 年に男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供について、平成 16 年に男女共同参画社会の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進及び国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について会議決定を行った。

さらに、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査については、男女共同参画会議に置かれた影響調査専門調査会において、平成 14 年に「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」について、平成 16 年に「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」について報告を取りまとめた。

（3）男女共同参画基本計画改定の経緯

内閣総理大臣は、平成 16 年 7 月、男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問した。

同諮問に対して、男女共同参画会議は、男女共同参画基本計画に関する専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において広く国民各層の意見を求めつつ調査審議を進め、平成 17 年 7 月、「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方 男女がともに輝く社会へ」を答申した。

政府は、同答申を踏まえ、男女共同参画基本計画を改定することとした。

2．男女共同参画基本計画（第 2 次）の構成と重点事項

（1）男女共同参画基本計画（第 2 次）の構成

男女共同参画基本計画（第 2 次）は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第 1 部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項を示し、第 2 部において、施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容を示した。第 3 部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示した。

第 2 部では、12 の重点分野を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」において平成 32 年（西暦 2020 年）までを見通した、長期的な政策の方向性を記述し、「具体的施策」において平成 22 年（西暦 2010 年）度末までに実施する具体的施策を記述した。

これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化については第 3 部に記述した。

なお、平成 22 年（西暦 2010 年）度には、計画全体について見直しを行う。

男女共同参画社会の形成に当たっては、国だけでなく、地方公共団体や国民各層の取組も重要である。このため、政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期することとする。

（2）男女共同参画基本計画（第 2 次）の重点事項

本計画において、特に重点的に取り組むべきと考える事項及び新たに盛り込んだ事項のうち、主なものは次のとおりである。

2020 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% 程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。その際、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）（*）が 2005 年において 80 か国中 43 位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。

*ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）：国連開発計画（UNDP）が毎年「人間開発報告書」において公表。女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割

合及び男女の推定所得を用いて算出している。

チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ（再就職、起業等）したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。

雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。

男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。

また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。

新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災（災害復興を含む）、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画を推進する。

生涯を通じた健康の保持増進を図るに当たり、性差に応じた的確な医療である性差医療（*）を推進する。

* 性差医療：1980年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが挙げられる。

男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている2000年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

第2部

施策の基本的方向 と具体的施策

1 . 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

< 目標 >

男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが極めて重要である。また、民主主義社会においては、構成員の意思を公正に反映できる参画の制度と運用が必要である。民主主義の成熟を促すとともに、21世紀に必要な社会のあらゆる領域での多様性の確保のためには、政策・方針決定過程への男女共同参画を進め、男女共同参画社会を実現しなければならない。

しかし、我が国においては、女性の政策・方針決定過程への参画状況は、男女共同参画の国際的な指標の一つであるジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)から見ても極めて不十分である。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げている。さらに、同基本法においては、国は、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施の責務を負うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置(ポジティブ・アクション(*))が含まれている。

今後、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくために、まず、国が率先して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進める必要がある。国民の目に見える形で女性の政策・方針決定過程への参画が進むことによって、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待される。

また、国だけでなく、地方公共団体、企業、各種機関・団体に対しても広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。

* 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。

男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

1 . 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向

(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

行政分野において、施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。

平成 15 年の「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。

国の審議会等については、平成 12 年の男女共同参画推進本部決定において、平成 17 年度末までできるだけ早い時期に女性委員の割合を 30%にするという目標が掲げられ、着実に達成が図られてきた。これを踏まえ、新しい目標の設定など更に努力が必要である。

女性国家公務員については、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進する。政府としては、人事院の策定する指針を踏まえ、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の環境整備も含め、女性の採用・登用等の促進に向けて積極的な取組を行う。

具体的施策	担当府省
<p>ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進</p> <p>女性国家公務員の採用・登用等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、また、女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての平成16年の男女共同参画推進本部決定等に従い、女性国家公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進する。 ・各府省において、前述の平成15年及び平成16年の男女共同参画推進本部決定並びに人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」等を踏まえ、「女性職員の採用・登用拡大計画」の見直しを図るなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。 ・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。 ・女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。 ・前述の平成16年の男女共同参画推進本部決定等を受けて、女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等に関して、定期的に調査し公表するなどのフォローアップを行う。 ・女性の国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項（例えば、中途採用の活用、必要に応じたゴール・アンド・タイムテーブル方式の法制化）について検討を行い、できる限り実施する。 ・人事院において、メンター（先輩の助言者）の導入に関する検討を行う。 <p>仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。 ・職業生活と家庭生活を両立する上で必要不可欠である業務簡素化を進め超過勤務の更なる縮減に取り組む。 ・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。（平成16年度0.9%） ・国家公務員のテレワーク導入に向けて、関係省庁連絡会議等においてテレワークに資する制度等の環境整備について検討する。 	<p>全府省【人事院】</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p> <p>総務省</p> <p>全府省【人事院】</p> <p>【人事院】</p> <p>総務省【人事院】</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p>
<p>イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進</p> <p>国の審議会等委員への女性の参画状況の定期的な把握等による目標達成に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。 ・各審議会的女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。 ・専門的知識・技術を有する女性を発掘、育成すること、幅広い専門分野から女性を登用すること、受益者や消費者という立場から女性を登用すること、公募委員の募集に当たり積極的に女性を選考することなどの方法により、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>全府省</p>

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

住民に身近な行政に携わる地方公共団体の政策決定は、一人一人の住民の生活に大きな影響を与えることから、国と同様、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要である。各都道府県・政令指定都市において、審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が行われてきているが、その成果には格差が見られることから、更なる推進のための支援・協力要請を行う。

また、このような取組を市町村にも普及するための助言・支援を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努める。 	全府省
<p>団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、引き続き、関係団体に対して国の審議会等委員への女性の参画の促進に関する政府の目標について十分に周知し、協力を求める。また、団体からの委員の推薦に当たっては、格段の協力を要請する。この場合、女性団体からの推薦を求めることについても考慮する必要がある。また、団体の役職者への女性の登用が進んでいないことが推薦に当たり制約となっていることから、例えば男女の構成比率も目安にして団体の役職者を登用するよう働きかけるなど、男女共同参画の推進の観点から、女性の人材育成策を推進する。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・職務指定委員については、引き続き、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。 	全府省
<p>その他の委員等への女性の参画を促進するための取組</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づいて任命・委嘱される委員、国が委嘱する各種のモニター等について、男女共同参画を促進する。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議においては、女性の会員比率が、自ら掲げた10%の目標を大きく上回る20%となった（平成17年10月1日現在）が、今後とも女性の会員・連携会員の増加を図る等女性科学者の登用に努める。 	内閣府
<p>ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等</p>	
<p>女性地方公務員の採用・登用等に関する要請</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発について積極的に取り組むよう要請する。その取組において、計画的に取組を進め、定期的にフォローアップを行うよう支援・協力要請を行うとともに、地方公共団体が職員に対して研修を行う場合には、女性職員の受講に配慮することも要請する。 	内閣府、総務省
<p>地方公共団体への情報提供等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。 	内閣府、総務省
<p>国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、必要に応じ女性職員の参加を奨励するなど、適切な配慮を行う。 	全府省
<p>仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成16年度0.5%） 	総務省
<p>イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援</p>	
<p>都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめ提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> ・職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査 	内閣府、関係府省

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

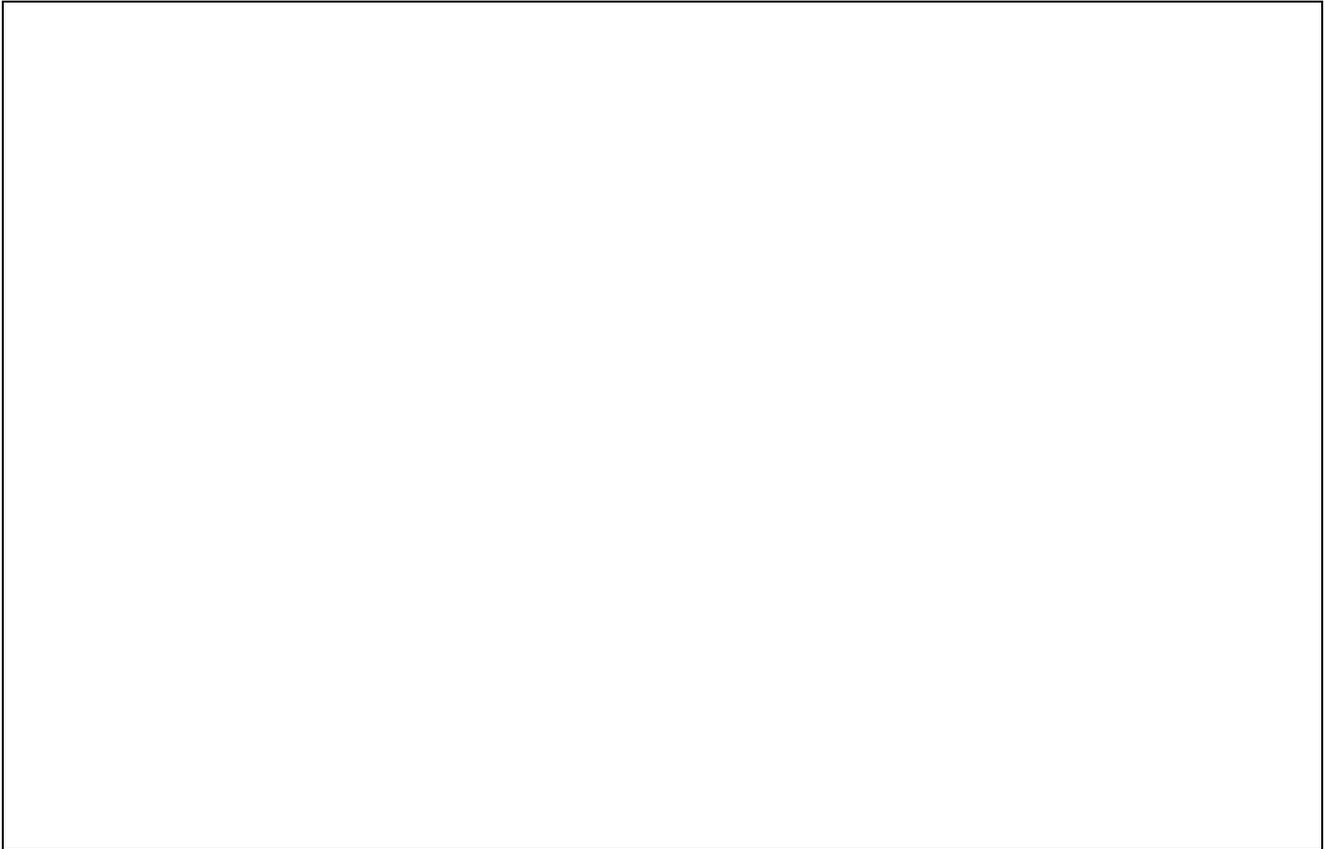
政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、広く協力要請を行う。

また、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するという積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励する。

(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

政策・方針決定過程への女性の参画に関し、様々な分野における現状や問題点を定期的に調査・分析するとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について、各分野における実効性ある措置の具体化について検討し、その推進を図る。また、女性の人材に関する情報を必要としている者の利便性向上を図る。さらに、男女を問わず国民の行政情報へのアクセスを進め、政策・方針決定過程の透明性を確保する。

<p>専門調査会において検討を進め、必要な見直しを行う。</p>	
<p>市町村への取組の普及</p>	<p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有できるよう双方に協力を要請する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。 	<p>内閣府</p>
<p>社会的気運の醸成</p>	<p>全府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。 	<p>全府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。 	<p>全府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。 	<p>内閣府</p>
<p>独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請</p>	<p>全府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。 	<p>全府省</p>
<p>大学への協力要請等</p>	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学術・研究の分野における女性の参画を促進するため、国公立の大学等の教育機関、国公立及び民間の研究機関、学会等その他の関連機関において、女性の参画を促進するよう協力を要請する。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国公立を問わず各大学において、学長が率先してリーダーシップを発揮するなど、女性が活躍できる環境づくりに取り組み、女性の参画を促進するよう協力を要請する。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。（平成10年度6.6%） 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価項目に女性教員の割合向上のための取組を盛り込むことを促す。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議に、科学における男女共同参画を担当する科学者委員会（常置の委員会）を設置し、科学者による組織・団体等における男女共同参画の推進について提言や意識啓発等を行う。 	<p>内閣府</p>
<p>ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施</p>	
<p>政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施</p>	<p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について、各分野における実施状況やその効果について調査・研究しつつ、実効性ある具体的な措置のモデルの開発を進め、それらの成果の効果的な普及に努める。 	<p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標達成に向けて計画的に取組を進める。 	<p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画が極めて重要であることを踏まえ、女性議員の比率が高い国等諸外国の法制度、政策の調査を行い、その結果を広く一般に公 	<p>内閣府</p>



(注)「担当府省」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。

<p>表する。</p> <p>女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況につき定期的に調査を行い、情報を提供する。 	<p>内閣府</p>
<p>イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成</p> <p>女性の人材に関するデータベースの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の人材に関する情報提供について、個人情報の保護に配慮しつつ、より広い範囲で利用可能なシステムの構築を検討する。 	<p>内閣府</p>
<p>女性リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定過程に登用された女性のネットワーク作りを支援し、ネットワークの構成員の人脈を通じて新たな人材の発掘・育成を図る。 	<p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体やN G Oが行う女性リーダーの育成について支援を行う。 	<p>内閣府</p>
<p>ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保</p> <p>政策・方針決定過程の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定過程の透明性を確保するため、情報公開法制及び政策評価制度等の的確な施行を確保するとともに、広く国民等に対し案等を公表し、意見を募集するパブリック・コメント手続が一層活用されるよう努める。 ・国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、啓発に努める。 	<p>全府省</p> <p>総務省</p>

2 . 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

< 目標 >

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に女性と男性にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題となっている。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げている。また、同基本法において、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定・実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨も規定している。

男女共同参画社会の形成のためには、単に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するだけでは不十分である。施策の中には結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な調査・対応をとることが求められる。

今後、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行うことが求められている。

2 . 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本的方向

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実に男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をするため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。

女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画できる条件を整備することが必要である。その際、国際社会の一員として、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透にも十分留意する必要がある。

このため、政府の施策及び社会制度・慣行が女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響についての調査を更に進める。また、個人の生き方がますます多様化する中で、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について必要に応じて見直しを行う。

(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。その際、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動の展開や若年層への浸透に留意するとともに、地方公共団体、NGO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る団体との連携を図り、国民的広がりを持った運動として展開する。

具体的施策	担当府省
<p>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）について効果的な手法を確立し、内閣府及び各省庁において的確な調査を実施する。また、地方公共団体に対して「男女共同参画影響調査」に関する情報提供を行い、地方での同様の取組を促す。 	<p>全府省</p>
<p>男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会における活動の選択に大きななかかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。 	<p>内閣府、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 税制については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。個人所得課税については、従来は片稼ぎ夫婦二人世帯を標準世帯と考えて検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要がある。配偶者控除については、引き続き検討を深める。 	<p>財務省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 社会保障制度及び賃金制度についても、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。短時間労働者への厚生年金の適用の拡大については、被用者としての短時間労働者の年金保障を充実させる観点等からも意義があり、働き方の選択に影響を及ぼす可能性もあることから、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響等を十分踏まえつつ積極的に検討を進める。また、第3号被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に関わるものであり、今後、年金制度の在り方に関する議論の中で幅広い観点から検討していく。 	<p>厚生労働省</p>
<p>家族に関する法制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努める。 	<p>法務省</p>
<p>職場・家庭・地域等における慣行の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場・家庭・地域等様々な場における慣行についても、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、広くその見直しを呼びかける。 	<p>内閣府</p>
<p>わかりやすい広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点(*)の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。 	<p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。(平成16年52.5%) 	<p>内閣府</p>
<p>多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府広報等において男女共同参画に関する広報を積極的に実施する。 男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に伝わるように可視性を高めるための配慮をする。また、特に、青年男女への普及・啓発について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女 	<p>全府省 全府省</p>

(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図るとともに、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済の体制を活用し、相談体制の充実を図る。

<p>性的日」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を通じて進める。</p>	
<p>多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。また、地方公共団体、N G O等との連携の下に、全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。 	<p>内閣府</p>
<p>男性に対する広報・啓発活動の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動及び男性を対象とした教育プログラムの開発・実施を推進する。 	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>* 「社会的性別」(ジェンダー)の視点</p>	
<p>1. 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>	
<p>「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。</p>	
<p>このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。</p>	
<p>2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。</p>	
<p>上記1. 2. について、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。</p>	
<p>法令や条約の周知等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子差別撤廃条約などの条約等について、わかりやすい広報を工夫するなど、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。 	<p>内閣府、法務省、外務省、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や社会教育において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図る。 	<p>文部科学省</p>
<p>相談体制の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等の既存の制度を積極的に活用す 	<p>内閣府、法務省、総務省、厚生労働</p>

(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

男女共同参画社会の形成のためには、基礎的条件の整備として、男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。

このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題について、調査研究を進める。

また、あらゆる政策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料として重要な、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行うことが必要である。このため、統計情報等につき、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別データを把握する。なお、統計情報等については、利用者の要望に対応しつつ、プライバシー保護に配慮した上で、統計情報等は可能な限り性別データを表示して公開していく必要がある。

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が仕事と家事、育児、介護等をバランスよく担えるようにしていくことが重要である。育児、介護等については、就労の有無にかかわらず、女性がその大部分を担っているのが現状であるが、その実態が数量的に十分に把握されていないので、定性的な把握とともに、数量的な把握に努める。

<p>る。また、相談に当たる職員、民生委員、児童委員、人権擁護委員等の研修の充実を図る。</p>	省
<ul style="list-style-type: none"> 各種人権問題の相談に応ずるため、全国の常設人権相談所に加え、各法務局・地方法務局の専用相談電話「女性の人権ホットライン」や特設人権相談所を引き続き設置し、男女共同参画社会の実現のための啓発活動や人権相談、人権侵犯事件に積極的に取り組む。また、相談内容に応じた助言のほか、関係機関への通報、法律扶助協会への紹介、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努める。さらに、これらの制度の趣旨、活動内容の周知、定着を図るなど、広報活動の一層の充実を図る。 	法務省
<p>国際化への対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、さらにその内容を充実させるよう努める。 	法務省
<p>男女共同参画社会の形成に関する調査研究</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 先進的な取組を行っている諸外国の事例、我が国への導入可能性等に関する調査研究を行う。その際、男女の社会における活動の選択に大きなかわりを持つ制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> 調査研究に当たっては、男女共同参画分野の専門家、NGO、一般国民からの情報収集や意見交換を幅広く行う。また、調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に公表し、国、地方公共団体、NGO等が相互に活用できるように努める。 	内閣府
<p>統計調査等の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性の置かれた状況を客観的に把握できる統計情報の在り方について検討を行い、女性及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たっては、一般国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。 	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、定期的に実態を把握する。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> 統計情報等について、可能な限り、性別データを把握するとともに、都道府県別データについても公表に努める。また、男女共同参画にかかわる重要な統計情報等は国民にわかりやすい形で公開し、周知を図る。さらに、研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、個票データを二次分析に活用できるようなデータ・アーカイブ機能の整備を検討する。 	内閣府、総務省、関係府省
<p>育児・介護等の時間の把握</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 男女の育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を引き続き行う。 	総務省

3．雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

<目標>

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、働くことによって達成感が得られ自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野は極めて重要な意味を持っている。働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会づくりは、男女の基本的人権に深くかかわるとともに、少子化が進展し労働力不足が懸念される現状において、多様な人材の活躍を促し経済社会の活力の源となるものである。

女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするという「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の基本的理念にのっとり、国際規範・基準とも調和した実質的な男女均等を実現するためには、公平・公正で透明な評価制度を確立し、性別にとらわれず、職務や個人の能力に基づく雇用管理の実現を図ることが必要である。それとともに、近年、パートタイム労働者、派遣労働者等非正規雇用が増加しており、これらの労働者に職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることが必要である。また、女性の起業への関心が高まっており、その支援が望まれている。

雇用、起業等の分野において女性が男性と均等な機会の下で、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう、施策を積極的に展開する。

3 . 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の基本的方向

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法に基づく行政指導により男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図る。また、実質的な男女の均等確保を実現し、女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための施策が必要である。このため、企業のポジティブ・アクションを促進するための施策等を積極的に展開する。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものであることから、企業における防止対策の徹底を図るとともに、個別の問題が生じた場合に適切な対応がなされるよう積極的な支援を行う。

具体的施策	担当府省
<p>ア 男女雇用機会均等の更なる推進</p> <p>男女雇用機会均等の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、間接差別の禁止、男女雇用機会均等の実効性確保策等について、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえ、適切に対応し、男女雇用機会均等の更なる推進を図る。 <p>男女雇用機会均等法に基づく行政指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法の履行状況等について実態把握を行った上で、指導を実施し、同法に違反する取扱いについては是正指導を行うとともに、採用、配置、昇進等における男女間の格差の大きい企業に対しては、問題点を把握し、その改善に向け、具体的取組に関する助言を行う。 行政指導に当たっては、助言、指導、勧告の各措置を的確に講ずるとともに、是正が見られない場合には、企業名公表制度も念頭に置きつつ、対応する。 <p>コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> コース等で区分した雇用管理については、事実上の男女別雇用管理とならないよう、留意すべき事項について周知徹底を図るとともに、適正な運用に向けた的確な指導等を行う。 <p>個別紛争解決の援助、相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法に基づく調停等による個別紛争の迅速な解決が図られるよう、積極的な援助を行う。また、これらの個別紛争解決の援助制度が十分に活用されるよう、女性労働者及び企業に同法の周知を図る。さらに、新たなメディアを活用した相談方法も取り入れるなど相談体制の充実を図る。 <p>女子学生の就職問題に関する施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業における募集・採用状況や女子学生の就職活動の状況の把握に努め、男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を的確に行う。状況把握に当たっては、大学の就職担当者との連絡を密にするとともに、インターネットによる情報収集などの手法を活用する。また、企業の人事・面接担当者等を対象に、男女均等な選考ルールについて周知徹底を図る。 特に女性の人材が望まれている理工系分野等については、各府省で連携して女性のロールモデル等の情報提供、啓発等のチャレンジ支援（横へのチャレンジ）を推進する。 <p>男女雇用機会均等法等関係法令等の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法等関係法令、制度の周知については、メディアなども活用して、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努める。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省、文部科学省</p> <p>内閣府、厚生労働省、文部科学省</p> <p>厚生労働省、文部科学省</p>
<p>イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進</p> <p>企業のポジティブ・アクション取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の経営施策の観点又はCSR（企業の社会的責任）の視点も踏まえ、男女の均等取扱いやポジティブ・アクションを推奨し、優れた取組の企業に対する表彰制度を実施することにより、自主的取組を促進する。また、女性の意欲・能力の向上のための女性への研修や管理職向けの研修、メンター（先輩の助言者）制度の導入を呼びかける。 企業がポジティブ・アクションに取り組むための具体的な方法について、好事例の収集を図りながら、地域ごとのセミナーの開催等により、普及を図る。そ 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

(2) 母性健康管理対策の推進

職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題である。特に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける者が増加していることにかんがみ、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

男女労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするためには、企業におけるポジティブ・アクションの促進と併せ、女性労働者の側も職業能力の向上等により個々人の就業能力を高めていくことが重要である。このため、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

特に、少子・高齢化の進展による労働力不足が懸念される中で、育児等のために退職した女性が再就職を希望する場合には、その能力を発揮する場を提供していくことが今後一層求められることから、女性の再就職に向けた支援の充実を図る。

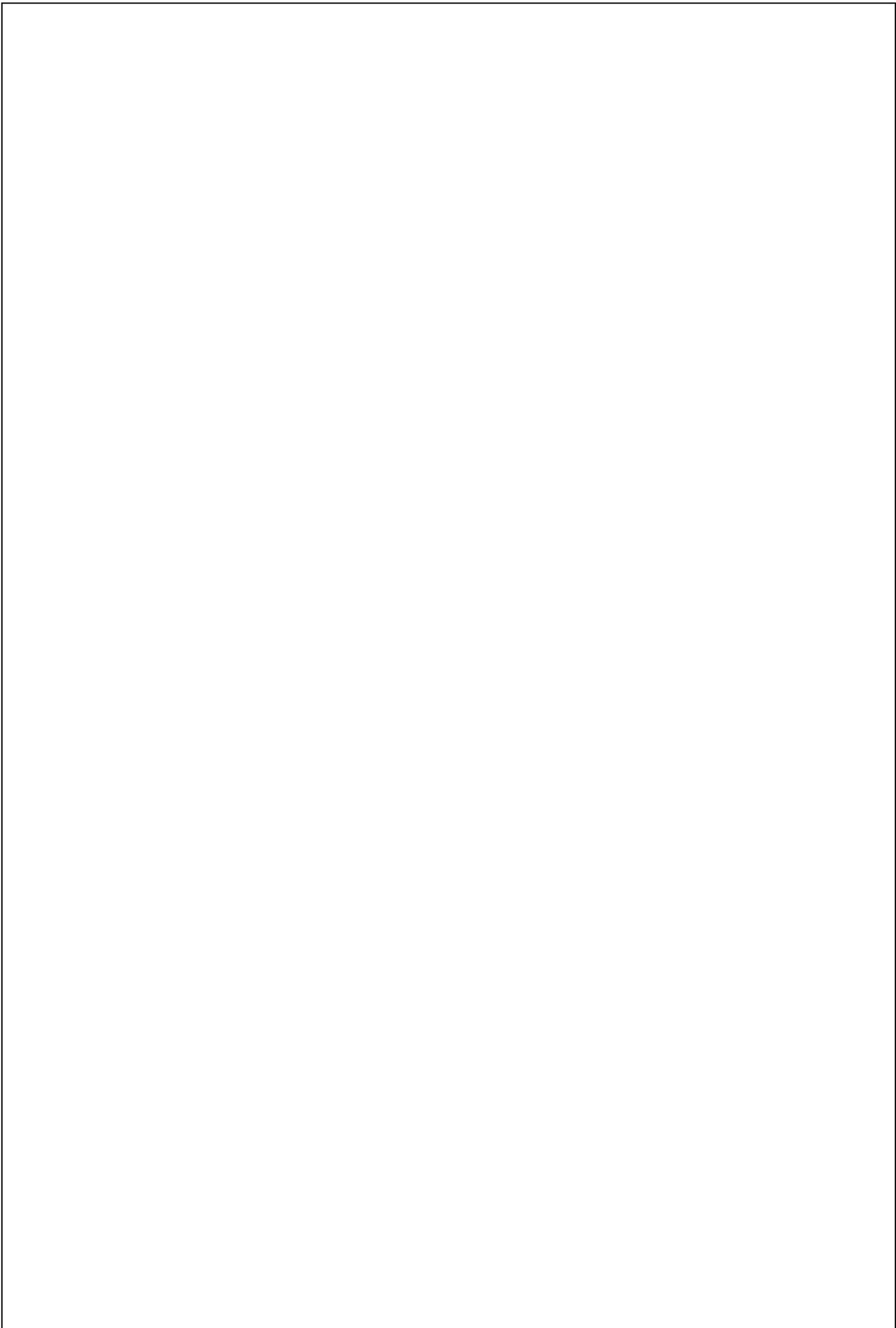
<p>の際、労使団体等との連携を図るとともに、自主的に企業におけるポジティブ・アクションの推進のための取組を行う労使団体等に対しても、支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成 21 年度までに 40%にする。(平成 15 年度 29.5%) 	厚生労働省
<p>ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図るとともに、これらに規定されている措置を講じていない事業主に対しては、行政指導により措置の実施を求める。また、企業における具体的取組方法についての情報提供や相談への対応を積極的に行うとともに、個別事案への適切な対処のための体制整備について支援を行う。 	厚生労働省
<p>エ 男女間の賃金格差の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国が既に批准している I L O 第 100 号条約(同一価値の労働についての男女労働者の同一報酬に関する条約)の趣旨を踏まえ、男女間の賃金格差の解消を図る。そのため、労使が自主的に取り組むためのガイドラインの周知・啓発等を推進し、企業における公正・透明な賃金制度及び人事評価制度の整備を進めるよう促す。 	厚生労働省
<p>母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しつつその周知徹底を図る。特に、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から指導を受けた場合、事業主は通勤緩和、休憩、休業等必要な措置を講じなければならないことについて広く周知する。また、事業所の規模等に応じた母性健康管理体制の整備に対する支援、相談、情報提供体制の充実を図る。さらに、女性特有の健康状況に応じた情報提供などの生涯を通じた女性の健康支援施策との連携についても留意する。 	厚生労働省
<p>妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いへの対応の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産等を理由として、女性労働者が不利益な取扱いを受けることのないよう、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえて適切に対応する。 	厚生労働省
<p>ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援</p> <p>情報提供、相談、研修等の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者が職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報や手法を入手しにくいため、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアカウンセリング、管理職候補となる女性労働者等に対する研修を実施するなど、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。 	厚生労働省
<p>公共職業訓練等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職中の労働者に対して、多様なニーズや高度情報通信の進展等に対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。 ・企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、必要な情報提供、相談援助等の推進に努めるとともに、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。 	厚生労働省
<p>労働者の自発的な職業能力開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなどの取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。 	厚生労働省

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

働き方の多様化が進む中で、労働者が、その価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題であり、実質的な男女の平等な機会の確保にも資するものである。とりわけ、そのような働き方を育児期等にある男女が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる、短時間正社員やフレックスタイム制など質の高い就業形態を普及させていくことが重要である。

また、パートタイム労働者の雇用管理の改善については、今後とも必要な法的措置が着実に実行されていくべきという前提の下に、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡を考慮した処遇の改善等、多様な働き方の雇用の質の向上のための施策を推進する。

<p>女性の能力の発揮の支援のための調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業意欲を持つ女性の能力発揮を支援し、労働市場への円滑な参入を支援するため、産業政策の観点から具体的方策を検討する。 	<p>経済産業省</p>
<p>イ 再就職に向けた支援</p> <p>育児・介護等により退職した者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いこと、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることなどから、総合的な支援が必要である。このため、「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月)を踏まえ、再就職準備のための情報提供、相談・助言、職業能力開発等きめ細かい支援を充実するとともに、地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップ・サービス化を推進する。 ・マザーズハローワークを新設し、子連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の就職支援を行う。 ・本格的な求職活動を開始する前の段階から計画的に再就職準備を行うことができるよう支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を拡充する。また、再就職準備のためのeラーニングプログラムの開発及び提供を実施する。 ・子どもの成長とともに、フルタイムの仕事や責任ある仕事を希望する主婦の割合が高まること等を踏まえ、育児等を理由に離職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。 ・再就職を希望する者が対象となるよう、求人年齢制限の解消を更に進める。 ・一旦退職した者が再び同一事業主に雇用されることが可能となる再雇用制度等の普及を図る。 <p>職業能力開発の積極的展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職を希望する女性に対する能力開発を支援するため、必要な情報提供や相談、研修等を拡充するとともに、公共職業訓練や企業内教育訓練等の充実を図り、また労働者自身の自発的な能力開発を推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間正社員等良好な就業形態の具体的な導入に当たっての問題点を検討し、その解決方法などをまとめたマニュアルの活用によりその普及を図る。 ・パートタイム労働者、派遣労働者等の正社員への転換、正社員が一定期間短時間勤務をすることができる制度の普及等、ライフステージに応じて多様な働き方を柔軟に利用できる環境を整備する。 ・正社員と非正規社員等の格差が社会に及ぼす影響について検討し、必要な対策を講じる。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>イ パートタイム労働対策の総合的な推進</p> <p>パートタイム労働指針の周知による均衡処遇の定着と事業主の取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(パートタイム労働指針)に示されたパートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方(均衡処遇)を周知する。また、その普及状況等を踏まえ、社会的制度等の影響も考慮しつつ問題点の分析を行い、パートタイム労働対策として求められる施策について、幅広い検討を行い、必要な措置をとる。 ・人事労務管理の専門家の派遣等の技術的支援により均衡処遇に向けた事業主の自主的取組を促すとともに、助成金について、均衡処遇に取り組む事業主向け 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>



<p>の内容に見直した上でその活用を図り、取組に意欲のある事業主を援助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合を増加させる。 	厚生労働省
<p>パートタイム労働者の適正な労働条件の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）等関係法令の遵守を徹底させることにより、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図る。 	厚生労働省
<p>パートタイム労働者の雇用の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> パートバンクにおいて総合的な職業紹介サービスを実施するとともに、事業主に対する相談・助言の充実を図る。 	厚生労働省
<p>パートタイム労働者に対する能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業能力開発施設において、パートタイム等短時間就労を希望する者も対象に必要な職業訓練を実施する。 	厚生労働省
<p>パートタイム労働者への厚生年金の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者への厚生年金の適用の在り方について、積極的に検討を進める。 	厚生労働省
<p>有期労働契約締結時に事業主が講ずべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者・派遣労働者の多くが有期労働契約者であるが、有期労働契約者については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づき、契約締結時の更新の有無の明示等事業主が講ずべき措置についての周知徹底を図る。 	厚生労働省
<p>ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進</p>	
<p>事業の適正な運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業の許可・届出等の審査業務の的確な実施を図るとともに、派遣元事業主、派遣先等に対する指導監督の計画的、効果的な実施を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図る。 	厚生労働省
<p>派遣労働者の適正な派遣就業の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者に関し、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるよう、派遣元事業主及び派遣先等に対して周知徹底、指導するとともに、苦情相談体制の整備を図ることにより、派遣労働者の適正な派遣就業の確保を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 派遣先事業主に対してもセクシュアル・ハラスメント防止の配慮及び母性健康管理の措置が義務化されていることについての認識を高めるとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策及び母性健康管理措置等の確保を図る。 	厚生労働省
<p>エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進</p>	
<p>テレワーク（在宅勤務等）の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信機器を活用した働き方であるテレワークについては、育児期等にある男女が仕事と家庭の両立を図りながら働く形態としても重要であり、普及促進を図る。 	総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> 企業における勤務形態としての在宅勤務等に係るテレワークについては、テレワーク導入マニュアルの活用やテレワーク相談センターにおける相談等を通じて、その適正な労務管理及び情報セキュリティの下での普及を図る。また、在宅勤務者等の労働条件の確保の在り方に関して検討を進める。 	総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> 就業人口に占めるテレワーカー（*）の比率を平成22年までに20%にする。（平成14年6.1%） 	関係府省

(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

様々な分野で女性起業家が活躍することは、地域社会や経済の活性化にもつながる。また、育児等のために退職した女性が再チャレンジとして起業に取り組む例も見られるところである。しかし、アイデアと意欲はあっても事業経営等の知識が不十分な場合も多いことから、引き続き女性を含めた起業支援策の充実を図る。

また、在宅就業等雇用以外の働き方も多様化が進んでいることから、その就業環境の整備を図る。

<p>オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> 理工系分野への女性の参画や保育士等への男性の参画等、男女いずれかが少ない職業分野への参画が円滑に進むための方策を検討し、支援を進める。 <p>* テレワーカー：情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をする人。</p> <p>ア 起業支援策の充実</p> <p>女性起業家に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのメンター（先輩の助言者）の紹介を通じたフォロー、助言等の支援の充実を図る。 女性起業家等向け低利融資制度といった資金面での支援を行う。 子育てする女性の起業に着目した助成制度を設ける。 女性の起業に関する実態把握に努める。このため、既存の統計調査の見直しを検討するとともに、国の地方機関の情報収集活動も含めた行政情報も幅広く活用しながら、男女別の起業活動の実態を把握する。 <p>イ 雇用・起業以外の就業環境整備</p> <p>在宅就業対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワークの自営的形態である在宅就業については、仲介機関に関する情報の収集・提供を行うとともに、仲介機関を活用した福利厚生制度の実施等を通じた支援について検討する。 在宅就業の中でも従属性の強い在宅ワークについては、その健全な発展に向け、ガイドラインの周知・啓発、各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。 <p>家内労働者の労働条件の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図る。 <p>家族従業者の実態把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。また、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、自営業における経営と家計の分離等、関係者の理解が得られるように努める。 	<p>内閣府、関係府省</p> <p>経済産業省、厚生労働省</p> <p>経済産業省 厚生労働省 関係府省</p> <p>総務省、厚生労働省</p> <p>総務省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4．活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

<目標>

やる気と能力のある自立的な農林漁業経営への支援の重点化、我が国農林水産物の海外への輸出など「攻め」の農政への転換を図り、我が国の農林水産業・農山漁村を再生するにあたっては、農業就業人口の過半を占め、農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たしているとともに、食の安全と消費者の信頼の確保という視点にも関心の高い農山漁村の女性の参画が不可欠である。

女性が自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男性と共に経営及びこれに関連する活動に参画していくことができる社会の形成が求められている。この場合、固定資産も含めた女性名義の資産形成にも配慮する必要がある。

さらに、過疎化、少子・高齢化の進展等農山漁村を取り巻く状況変化に的確に対応した施策を講じ、男女共同参画社会の形成を図っていくことが求められている。

食料・農業・農村基本法及び水産基本法等においても、「女性の参画の促進」が明記されており、持続的な農林水産業の発展と活力ある農山漁村の実現に資するため、女性の社会参画及び経営参画の促進等、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努める。

4 . 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

施策の基本的方向

(1) あらゆる場における意識と行動の変革

男女を問わず農林水産業・農山漁村の担い手が、その持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程に参画できる社会を実現するためには、「個」としての主体性を確保すること、農山漁村における家庭や地域社会にややもすれば残存している固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行や行動様式を是正することなど、あらゆる場における意識と行動の変革を進めることが必要である。このため、農山漁村の女性の地位の向上に向けた啓発活動等を行うとともに、農山漁村の女性の置かれている状況を客観的に把握するための統計情報等の収集・整備を行う。また、男女を問わず、食に関する様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得する食育を推進する。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産業において女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等地域におけるより具体的な目標設定を加速化する。また、関係機関との連携の下、策定された参画目標の達成に向けた定期的なフォローアップの強化、啓発活動等を推進する。さらに、農山漁村の女性リーダーのネットワークづくりの促進等登用後のサポート体制の強化を図る。

(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農業就業人口の約6割を占めるなど、農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化する。また、新規参入を含めた農林水産業の経営及びこれに関連す

具体的施策	担当府省
<p>「個」としての主体性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるようにするため、家庭及び地域社会に対する啓発活動を行う。 	農林水産省
<p>固定的な役割分担意識の是正と女性の役割の適正な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村にややもすれば残存している固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに女性の役割を適正に評価するため、女性の農林漁業経営や地域の方針決定過程への参画の促進などの啓発活動を行う。 	農林水産省
<p>社会的な気運の醸成・高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するため、食生活に関する情報提供等食育を推進する。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村の女性の地位の向上に向けた啓発活動を地方公共団体、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等関係団体と連携して積極的に行う。 	農林水産省
<p>調査研究・研修・統計等における取組の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・統計情報の整備が後れている林業・漁業を含め、農山漁村の統計情報等について性別データの把握に努め、農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を行う。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の形成への理解を深めるための研修の充実を図るとともに、参画促進に向けた先進的取組事例などに関する情報の提供を行う。 	農林水産省
<p>政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の女性役員、女性の農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた定期的なフォローアップの強化、普及啓発等を推進する。また、指導農業士、女性農業士等農山漁村の女性リーダーの育成を図るとともに、土地改良区、集落営農（*）等における意思決定過程への女性の参画を進める。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを奨励するとともに、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。 	農林水産省
<p>女性の能力の開発</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を開発するための研修等を実施する。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業委員、女性農業士等農山漁村の女性リーダーのネットワーク化の推進、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等登用後のサポート体制の強化を行う。 	農林水産省
<p>* 集落営農：「集落」を単位として、農業生産過程の共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいう。一般的には、集団的な土地利用や機械の共同利用等による農業生産のみならず、農村生活での共同活動も含め、集落を基盤に兼業農家や高齢農家を含めた農家の協力の下に行う営農である。</p>	
<p>女性の経済的地位の向上</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結の促進、フォローアップ活動の体制整備を進めるとともに、女性農業士等及び女性の認定農業者の拡大、農 	農林水産省

る起業活動、並びに地域社会への女性の一層の参画のための環境整備を進める。

これらの課題を効果的に推進するため、男女共同参画に基づく取組が農林漁業経営の改善・発展にも結びつくことを重視しつつ、家族経営協定や農林漁業経営の法人化などの具体的な手法の普及拡大・有効活用を図る。

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農山漁村には、職業として農林水産業に携わる女性、地域社会活動を行っている女性、また、ライフステージから見れば、出産・子育て期や壮年期、高齢期等に属する様々な女性がいる。これらの者が農林水産業・農山漁村に就業・定住する良さを実感しつつ、多様な生き方ができるように、社会参画の機会を奨励するなど住みやすくいきいきと活動しやすい環境づくりを推進する。家庭内における男女の協調関係の構築は、農山漁村におけるあらゆる場での男女共同参画を進める上で、最も基本的な条件である。特に男女の生活時間の比較において、女性は労働、家事・育児・介護等の負担をより多く担っているという実態及び問題点にかんがみ、そうした女性の負担を軽減するための施策の推進が不可欠である。

また、農林水産業・農山漁村に関心のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進める。さらに、女性の力をいかしたグリーン・ツーリズム等都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るため、消費者との交流、商工業・観光業との連携・ネットワーク化を促進する。

<p>林漁業経営の法人化等を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者や共同経営者としての女性の社会的地位を明確化するため、女性が農林漁業経営を担っているケースの実態把握や、家族経営協定の仕組みも活用した関連制度の整備等の支援を進める。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村女性の固定資産の形成の促進・支援を図るため、女性の固定資産の形成の実態・意識を把握するとともに、金融面を含む各種の支援手法の検討等を行う。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の行う部門経営や農林水産業に関連する起業活動への支援、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。 	農林水産省
<p>技術・経営管理能力の向上</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者との結婚等をきっかけとして農林水産業に携わることが多い女性は、生産技術・経営に関する知識や経験について個人差が大きい。このため、個々のライフステージに応じた知識や技術、経営管理能力の修得のための研修や交流等を促進する。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業法人等に雇用される形での就農等、多様な就農形態に対応するため、新規就農相談センター等における就農・就業に関する相談活動・情報収集の強化、農林漁業技術や経営管理に関する研修教育の充実等を図り、女性が就農する際の支援体制を整備する。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の行う農林水産業に関連する起業活動を促進するための研修等の実施を推進する。 	農林水産省
<p>快適に働くための条件整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性が安全で快適に就業できるようにするため、農林水産業における作業の安全の推進、労働軽減技術の確立、労働時間の適正化、労働環境の点検・整備、休日の取得等環境整備等を実施する。また、農林水産業の生産現場において、男女がともに働きやすい基本的な条件を確保するため、休憩所等の施設整備を進める。さらに、女性の労働改善のための調査研究・技術開発を促進する。 	農林水産省
<p>主体的な活動を支援する労力調整システムの形成</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に従事する女性が、生産と生活の両面において過重な負担を負うことがなく、無理なく農林水産業や多様な社会活動ができるように、地域における育児や介護との両立を支援するための施設の整備及び各種サービスの充実を図る。さらに、これらを気軽に利用できるよう家庭及び地域社会に対する啓発を行う。また、各種ヘルパーシステムの充実に努め、労力調整システムの形成を推進する。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女ともに家事・育児等の責任を果たしていくための研修を実施するとともに、子育てにおける親の孤立化、不安を解消し、子育てのノウハウを共有するためのネットワーク活動を推進する。 	農林水産省
<p>住みやすく快適な生活環境の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村地域社会の安定的発展と地域環境の保全を図り、農山漁村の特性をいかした生活優先の暮らしができるよう、豊かな自然や景観をいかした地域づくり及び美しく快適な農山漁村の生産・生活環境の整備を進める。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活技術や文化・自然も含めた地域資源の活用を通じ、農山漁村への理解の醸成を図るとともに、それを担う人材の育成を図る。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全と消費者の信頼の確保、食育への取組や豊かな自然環境、美しい農村景観の保安全管理に向けた取組に、男女ともに参画できる環境作りを推進する。 	農林水産省
<p>交流ネットワークの形成</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村に滞在し、自然・文化、農林漁業との触れ合いを楽しむグリーン・ツーリズム等、都市と農山漁村の共生・対流の推進においても女性は重要な役割を果たしており、このような女性の活動分野の拡大を支援する観点から、消費 	農林水産省

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

農山漁村における更なる高齢化の進行、農林漁業従事者の大幅な減少が見込まれる中、地域の農山漁村の活性化のために女性を含めた高齢農林漁業者等が持つ、生活の視点や経験・知識を活用することが必要である。

一方、農山漁村においては、高齢の親や配偶者、配偶者の親等の介護は女性の役割であるという考え方が残っており、介護サービス等の利用に関する抵抗感もある。このため、農山漁村の女性は、農林水産業の作業・家事・育児等に加えて介護を行うことが多く、また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担は大きい。このため、女性の負担を軽減するためのヘルパー制度を始め各般の施策を進める。

また、農山漁村の男女が平等な立場で高齢期を安心して迎えられる環境を整備していくことが重要である。

<p>者との交流や、商工業、観光業など異業種との連携・ネットワーク化を進める。</p> <p>高齢者生活支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合、漁業協同組合等の女性・青年組織等を活用した声かけ、安否確認、配食サービス、公共施設への送迎等の介護負担軽減に向けたボランティア活動を推進する。また、農業協同組合によるホームヘルパーの養成を含めた介護に関する人材育成等、農業協同組合の助け合い組織や他のボランティア組織と連携しつつ、高齢者の生活支援体制の整備を進める。 <p>高齢者の活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がその知識と技能をいかしつつ、生きがいを持って活動できるよう、高齢者による新規就農者や担い手への支援、都市住民との交流や子どもたちとの異世代交流、地域資源の保全管理等の取組を促進する。 ・高齢者が安心して快適に暮らせる農山漁村づくりを推進するため、集落道における歩行空間の確保、生きがい農園の整備及び農業施設のバリアフリー（*）化等を推進する。 <p>老後の自立の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、現行農業者年金制度の周知徹底等、各種社会保障制度の普及・定着を図る。 <p>*バリアフリー(barrier free): 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去と言う意味でも用いられている。</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

5 . 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

<目標>

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要である。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。

少子・高齢化、グローバル化、情報化等が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の持続可能な発展のためにも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。

また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域での活動を活性化させることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されている。

男女一人一人の生き方が多様化する中で、男性も女性もともに家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが重要となっている。特に男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援が求められている。

このため、仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備していくこととする。

5 . 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

施策の基本的方向

(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

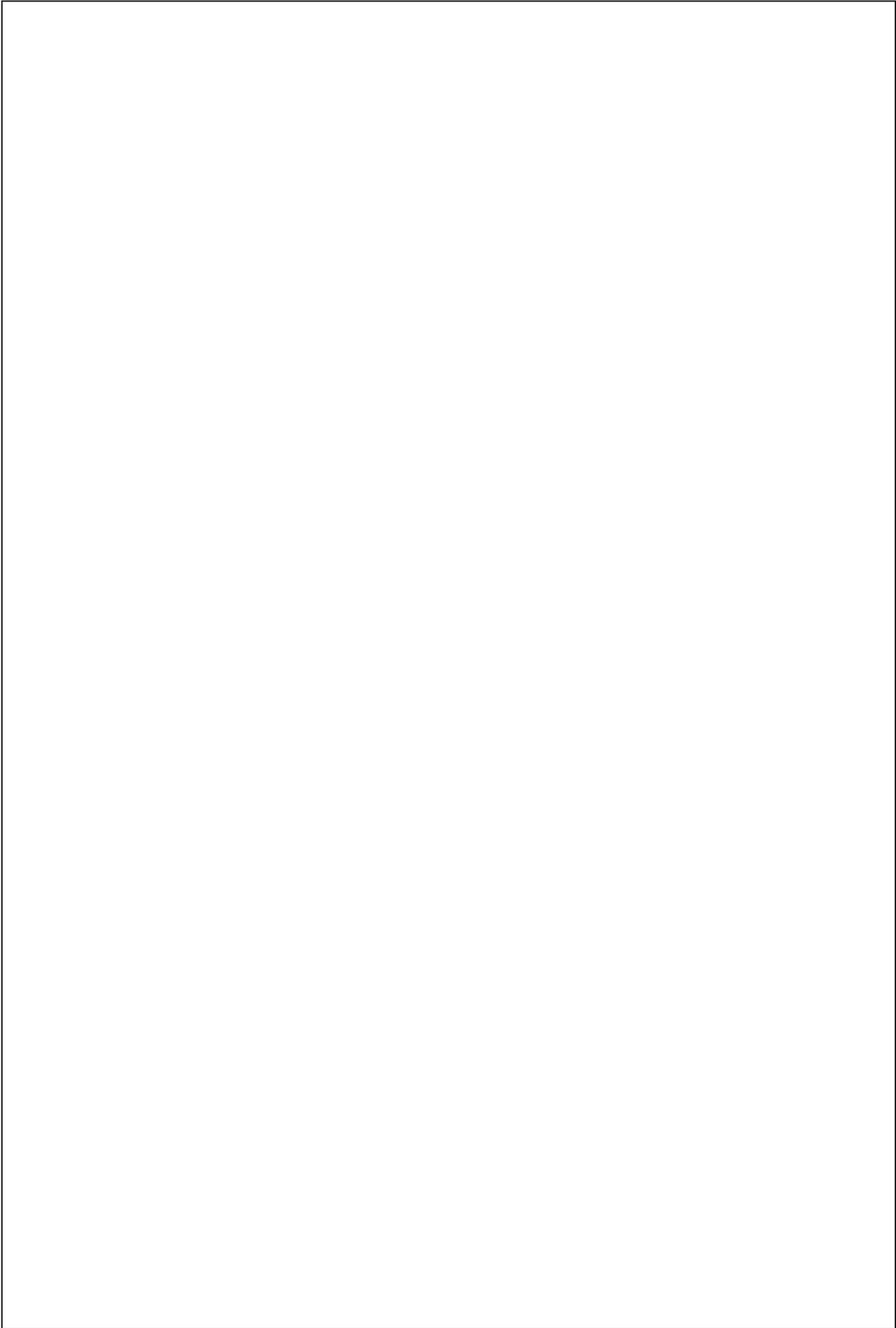
少子・高齢化、グローバル化、情報化、核家族化等が進展する中で、男女が仕事と育児・介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにすることの重要性は増している。また、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。このため、仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、固定的性別役割分担意識の解消や仕事と家庭の両立を困難にする職場風土の改革を強力に進める。特にこれまで家庭への参画の少なかった男性が、家庭生活に積極的に参画することができるような環境整備を進める。

また、働き方の見直しを大幅に進め、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

具体的施策	担当府省
<p>ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進 ・仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を企業及び国民各層を対象に進める。 ライフプランニング支援の実施 ・結婚や子育て・介護などの人生の転機に対応し、長期的な視野に立ったライフプランニング支援策について検討、実施する。</p>	<p>厚生労働省 内閣府</p>
<p>イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進 ・男女労働者共に、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における制度の定着に向けた指導を行う。また、育児のための勤務時間短縮等の措置や育児を行う労働者の深夜業を制限する制度等の周知、定着を図る。また、企業において、育児休業の取得等を理由として、解雇その他の不利益な取扱いが行われないよう、周知啓発、指導を行う。 ・中小企業における育児休業や短時間勤務制度の活用を促進するため、助成金の支給などの重点的な支援を行う。 ・概ね平成 26 年度までに育児休業取得率を男性 10%、女性 80%にすることを目指し、育児休業取得率の向上を図る。(平成 16 年度男性 0.56%、女性 70.6%) ・概ね平成 26 年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を 25%にすることを目指し、普及率の向上を図る。(平成 16 年度 10.5%) 仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実 ・育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業取得中の所得保障を含めた子育て家庭の経済支援の在り方について、財源の問題も含め幅広く検討する。</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等 介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等 ・介護休業制度や介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備の徹底に向けた指導を行い、その定着を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備 働き方の見直し ・仕事と生活の調和が図れるよう、働き方の見直しを進めるため、個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善の促進及び仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成のための取組を行う。 ・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成 21 年度までに 1 割以上減少させる。(週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 平成 16 年 12.2%) ・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成 21 年度までに少なくとも 55%以上にする。(平成 16 年度 46.6%) ・短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の普及を目指す。 育児期の男性の働き方の見直し ・育児期の男性の育児等の時間を先進国並みにするなど、男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性の育児休業取得を促進するとともに、時間外労働の短縮や小学校就学前の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子育てについては、社会全体の取組として、国民的な理解と広がりをもって支援するべきものであり、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることが重要である。このため、「少子化社会対策大綱」(平成 16 年 6 月)及び「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について)(平成 16 年 12 月)におけるすべての親子に対する子育て支援策等に沿って、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等すべての子育て家庭の支援に努める。また、子どもの養育等の面で不安を抱えているひとり親家庭等に対しては、経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図る。



<p>同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。</p>	
<p>総合施設の設置</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、平成17年度に先行実施している試行事業の結果を踏まえ、必要な法整備を行い、平成18年度から本格的に実施する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>幼稚園就園奨励事業の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>地域の子育て・介護支援体制の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度171か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度2,783か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。(平成16年度それぞれ569か所、310か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てを支援するため、商店街の空き店舗等を活用したコミュニティ施設の設置・運営等に対する支援を行う。 	<p>経済産業省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策に資する育児関連サービス産業等について、関係省庁とも連携し、基盤事業の整備等の支援を行う。 	<p>経済産業省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>NPO(＊)等の支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。 	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>家庭教育支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての親に対するきめ細やかな家庭教育支援を進め、親が子育て中の悩みや不安を払拭し、自信を持って子育てができるよう、行政と子育て支援団体が連携した家庭教育に関する学習機会の提供やIT活用を含む家庭教育支援など、家庭の教育力の向上に向けた総合的な施策を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>子育てのための資産形成の支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育積立貯金等を通じて自助努力による子育てのための資産形成の支援を行う。 	<p>総務省</p>
<p>児童虐待への取組の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・近年増加している児童虐待に対しては、福祉、保健、教育、警察、司法等の関係機関の適切な連携の下、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努める。 	<p>厚生労働省</p>

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるように

<p>子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。 ・都市空間において緑地や子供の遊び場の確保に配慮した都市計画を策定する。 ・安心して子育てができるよう、交通規制の実施や交通安全施設の整備の推進等による安全な道路交通環境の整備やチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり等に努める。 <p>子育てバリアフリー等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦、子ども及び子ども連れの人などが利用する建築物、公共交通機関及び道路や公園等の公共施設について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。 ・妊婦及び子ども連れ等に対するバリアフリー環境の整備を推進するため、交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省 内閣府、警察庁</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>イ ひとり親家庭等に対する支援の推進</p> <p>ひとり親家庭の親等への総合的な自立に向けた支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立の促進を図る。 <p>子育て・生活支援策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。 ・父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。 ・若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。 <p>就業支援策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。 ・母子家庭等就業・自立支援センターを平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成 21 年度までに全都道府県・市等で実施する。 ・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成 21 年度までに 1,300 人にする。(平成 16 年 359 人) 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>* N P O (Non Profit Organization): 特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。</p>	
<p>ア 家庭生活への男女の共同参画の促進</p> <p>家庭教育に関する学習機会の充実</p>	

するという観点に立って、家庭生活、地域社会への男女の積極的な参画の促進を図る。この際、男女の生涯にわたる学習機会の確保にも配慮する。

また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ・これから親になる青年や子育て中の親を対象に、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供する。 	文部科学省
<p>父親の家庭教育参加の支援・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親の家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での家庭教育に関する講座等の事業を実施する。 	文部科学省
<p>男性の家庭生活への参画促進のための広報・啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。 	内閣府、法務省
<p>イ 地域社会への男女の共同参画の促進</p>	
<p>地域社会活動への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしやすい活力ある地域社会をつかっていくためには、地域社会への住民参加が重要であり、男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行う。 	内閣府、厚生労働省、関係府省
<p>ボランティア活動等の参加促進のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に関する調査研究を行い、情報提供・相談事業を実施する。また、都道府県のボランティア登録制度の整備の支援等を通じ、人々のボランティア活動への参加促進を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者が、その希望に応じてボランティア活動等に参加することができるよう、事業主団体、ボランティア関係団体と連携しつつ、情報提供、相談活動等を実施する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるボランティア活動を推進するための事業への支援を行い、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。 	文部科学省、厚生労働省
<p>NPO等の活動への参画促進のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画などの分野で活動を行うNPO等の活動に、男女が共に参加でき、また、その中で日ごろの学習活動の成果や知識・技能をいかせるような環境整備の推進を図る。また、NPO等に対する社会的に支援する仕組みについて検討する。 	内閣府
<p>消費者教育の推進・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の行う社会教育の一環として、消費者生活に関する学習を奨励するとともに、国立大学等において公開講座を開設するなど、消費者問題に関する各種の学習機会を提供する。また、消費生活センターと教育委員会との連携強化などにより、学校や社会教育施設における消費者教育の推進を図る。 	内閣府、文部科学省、関係府省

6．高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

<目標>

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっている。65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性である。

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置づけるのではなく、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、他の世代とともに、自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が要介護状態になることを防止する予防的措置もこの見地から重要である。

一方、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながる。

このため、高齢期の男女や障害のある男女の社会参画の機会の拡大や高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、あわせて年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

6 . 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

施策の基本的方向

(1) 高齢者の社会参画に対する支援

高齢者の男女が共にその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。

特に高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができる社会を実現するための施策を推進する。

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

現在、我が国は世界最高水準の高齢化率となっている。要介護高齢者等の数は、今後も増加が予測される。

このため、こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施していく必要がある。また、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう支援し、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

具体的施策	担当府省
<p>高齢者の社会参加活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる団塊の世代が定年を迎えることを踏まえ、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。このため、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを図る。 ・高齢者の学習活動を通じた社会参加を促進するための方策についての調査研究等を推進する。また、世代間の理解を促進するための各種の交流事業等を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動への支援を行う。 ・老人クラブの会長への女性の登用の促進など、高齢者が関わる方針決定過程への女性の参画を進める。 <p>定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速な高齢化や年金の支給開始年齢の引き上げに的確に対応するため、年金支給開始年齢までの雇用確保措置の導入が事業主に義務づけられたこと等を踏まえ、事業主に対し、助言及び指導を行い、65歳までの雇用機会の確保を図る。 ・地域に密着した臨時的・短期的又はその他の軽易な業務に係る就業機会を提供するシルバー人材センター事業を推進し、高齢者社会参加の促進を図る。 <p>学習機会の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の学習要求にこたえ、高齢者に生きがいのある充実した生活を実現するため、高齢者を対象とした学習機会の提供を図る。特に、高齢者等の職業的な知識や技術の向上に資するため能力開発に関する学習機会についての情報の提供に努める。 <p>高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの全国展開等、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の支援を促進する。 <p>広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参加を促進するための広報・啓発を行う。 	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>ア 介護保険制度の着実な実施</p> <p>介護保険制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたる国民生活の安心を支え続ける制度の確立を内容とする、改正介護保険法の着実な実施を図るとともに、介護保険制度の基本理念である自立支援をより徹底する観点から創設した新たな予防給付の実施を着実にやっていく。 	<p>厚生労働省</p>
<p>イ 高齢者保健福祉施策の推進</p> <p>介護サービス基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の確保のため、人材研修を推進するとともに、寝かせきりの防止、リハビリテーションの充実など施設における処遇の改善を図る。 <p>介護予防・生活支援のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援施策の充実を図るため、地域支援事業として要支援・要介護状態になる前から介護予防に資する事業（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・閉じこもり予防等）を実施するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業、家族介護支援事業等を行うことにより、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を推進する。 ・男性でも女性でも介護休業を取得しやすい環境の整備を図る。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

(3) 高齢期の所得保障

我が国の平均寿命は世界最高水準に到達しており、高齢者が安心した生活を送ることができるよう、男女共同参画社会を実現することにより、若年期から老後に備える自助努力を支援するとともに、公的年金制度を始めとする各種の制度の維持安定に努める。その際、高齢期における人口及び所得・資産状況の男女差の実態を踏まえ、各種制度・施策の検討に当たって配慮する。

(4) 障害者の自立した生活の支援

障害のある人もない人も共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある男女それぞれへの配慮を重視する。

(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

社会のあらゆる分野で女性と男性が安全・安心な状況の中で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、社会基盤の整備に当たってこれまでとすれば障害のない成人男性を前提としがちであった施策の立案・実施等に関し、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。

<p>利用者保護と信頼できる介護サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険サービスを適切かつ円滑に選択し、利用できるよう、事業者等に対し、必要な情報の公表を義務付ける仕組みを導入する。 ・介護サービスの質を確保するため、事業者指定の欠格事由及び取消要件の追加、更新制（6年毎）の導入、勧告・命令等の追加など、事業者等に対する規制を見直す。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>ウ 介護に係る人材の確保</p> <p>高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員及び介護福祉士等の人材を養成・確保するため、養成施設の整備、資質向上のための研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な人材確保施策を推進する。 ・介護ニーズの多様化・高度化に対応した、訪問介護員等の介護労働者育成に係る公共職業能力開発施設等における職業訓練を推進するとともに、福祉重点八口ワークを中核として介護マンパワーの就職を重点的に促進する。 <p>介護分野における良好な雇用機会の創出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野の良好な雇用機会の創出と労働力確保を図るため、雇用管理改善を支援する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>公的年金制度の安定的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格的な少子・高齢社会の到来を踏まえ、今後とも信頼できる年金制度の維持に向けて安定的な運営を行う。 	<p>厚生労働省</p>
<p>自助努力による資産形成等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期における人口及び所得・資産状況の男女差の実態を踏まえ、各種制度・施策の検討に当たって配慮するとともに、ゆとりある老後生活に資するため、介護貯金、財形年金定額貯金などの各種金融・保険サービス等の充実を通じて生活の安定のための自助努力を支援する。 ・平成12年に導入された、財産管理・身上監護のためのシステムである成年後見制度を一層活用することを通じて、高齢期における資産の有効活用を図る。 	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p>
<p>総合的な障害者施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法に基づく障害者基本計画に従い、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を計画的に推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー化推進要綱」（平成16年6月）に基づき、高齢者、障害者を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進する。 ・高齢者及び障害者の自立を支援し、介護者にも使いやすい医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、高齢者及び障害者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を推進する。 ・住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路交通環境など高齢者及び障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。 	<p>内閣府</p> <p>総務省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>警察庁、国土交通省</p>



<p>・交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。</p>	<p>国土交通省</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<目標>

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせることで女性を支配し、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込むものである。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「男女の人権の尊重」を掲げている。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。

女性に対する暴力は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもある。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくべきである。

女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置付けられてきており、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」及び女性2000年会議の「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても大きく取り上げられ、「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）においてもその内容が再確認された。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の基本的方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

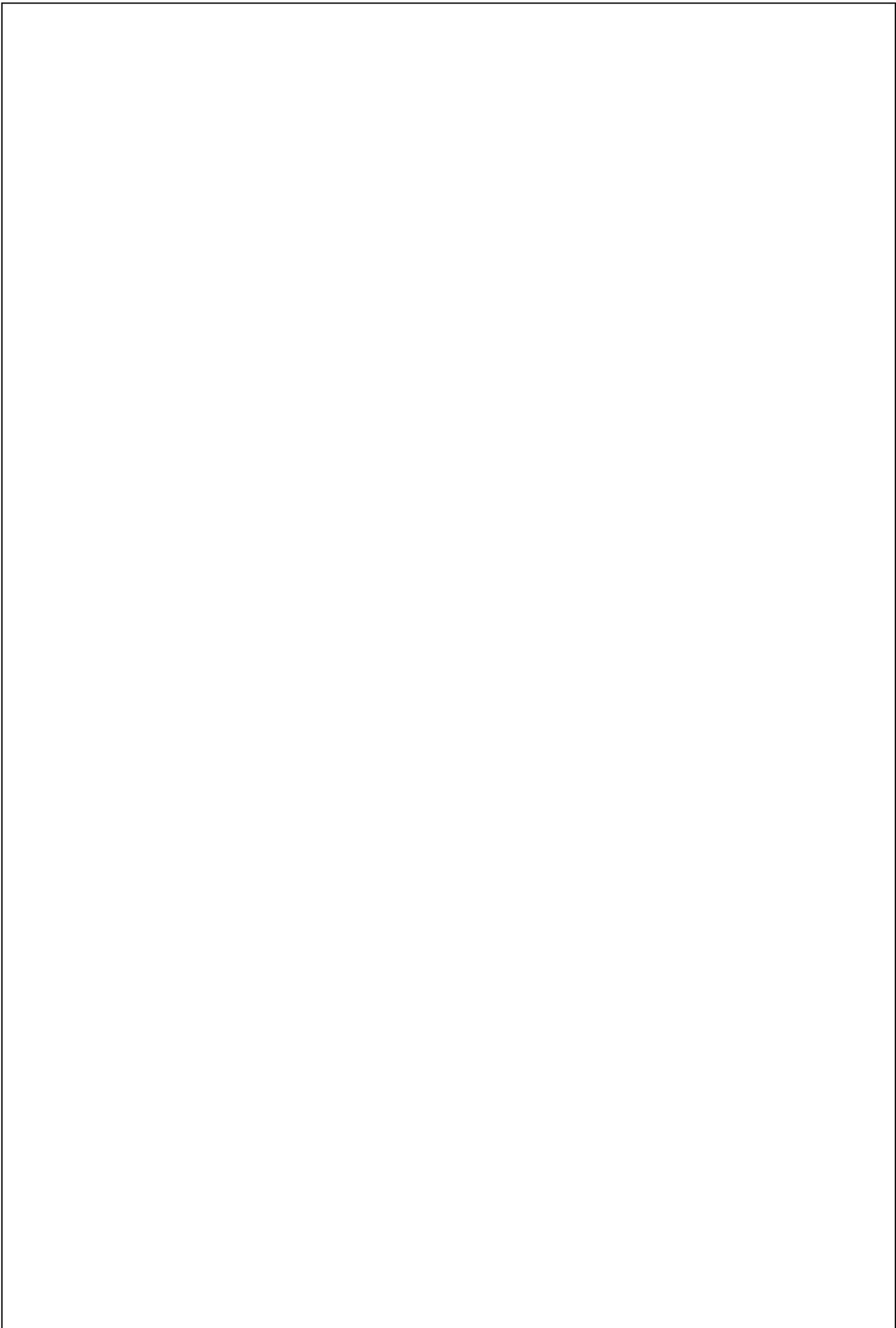
女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要である。男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めることを通じ、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進する。

また、被害者の心身の回復に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。施策については、それが被害者にとって利用しやすいものであるかどうかという観点から、不断の見直しと改善に努めることが重要である。

加害者については、刑務所等における矯正処遇、保護観察等の社会内処遇の充実・強化を図り、再犯防止に努めていく。また、そうした取組を踏まえ、必要に応じ新たな対応を検討していく。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ観点からも、インターネットや携帯電話の普及等の社会情勢の変化に留意しつつ、防犯対策の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるほか、被害の状況についての実態を把握するとともに、その結果を社会に広く知らせ、国民の理解を深めるなどにより的確な施策の実施に資する。また、加害者及び被害者となることを防止するための国民一般への働きかけを行っていく必要がある。

具体的施策	担当府省
<p>ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底</p> <p>国民の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。 加害を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身につくような教育・学習の充実を進める。 夫婦間における「平手で打つ」（平成 15 年 73.4%）「なぐるふりをして、おどす」（平成 15 年 56.3%）の各行為について、暴力と認識する人の割合を 100% に近づけることを目指す。 <p>予防啓発プログラムの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力の発生を未然に防ぐため、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの作成及びそれを用いた予防のための取組を進める。 <p>イ 体制整備</p> <p>相談・カウンセリング対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、警察においては、女性警察職員が相談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。検察庁においては、全国の地方検察庁に「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報の提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。 日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施する。 中・長期にわたる相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。 <p>研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修に努めていく。司法関係者等に対しても、男女共同参画の視点に立った研修の取組について協力を依頼する。また、引き続き女性に対する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。 各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に努めるよう促す。 <p>厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。 <p>人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止</p>	<p>内閣府、法務省、関係府省</p> <p>内閣府、法務省、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>警察庁、法務省</p>



<p>のために事案に応じた適切な処置を講じる。</p> <p>関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。 <p>警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場において、被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。</p> <p>また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。</p> <p>さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げての取組が期待されることとあり、特に、女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。 女性の名誉と尊厳に関する広く今日的な問題への対応等にも取り組んできている「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）の事業に対して協力を行っている。基金は平成19年に解散するとの方針を発表したことを受け、解散に向けた総括・整理への支援など、引き続き協力を行っていく。 <p>法的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともにその周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。 </p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>外務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</p> <p>安全・安心まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設や共同住宅等の住居における女性・子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを一層推進する。 <p>防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。 女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。 <p>女性に対する暴力を容認しない社会環境の醸成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力を助長するおそれのあるわいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。 卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進する。また、様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫やテレホンクラブ等の性を売り物とする営業の増加に伴い、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、不法事案の積極的な取締り等による環境浄化を図る。地方公共団体の青少年保護育成条例等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行う。性や暴力に関する有害 	<p>警察庁、関係府省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、関係府省</p> <p>警察庁、関係府省</p>

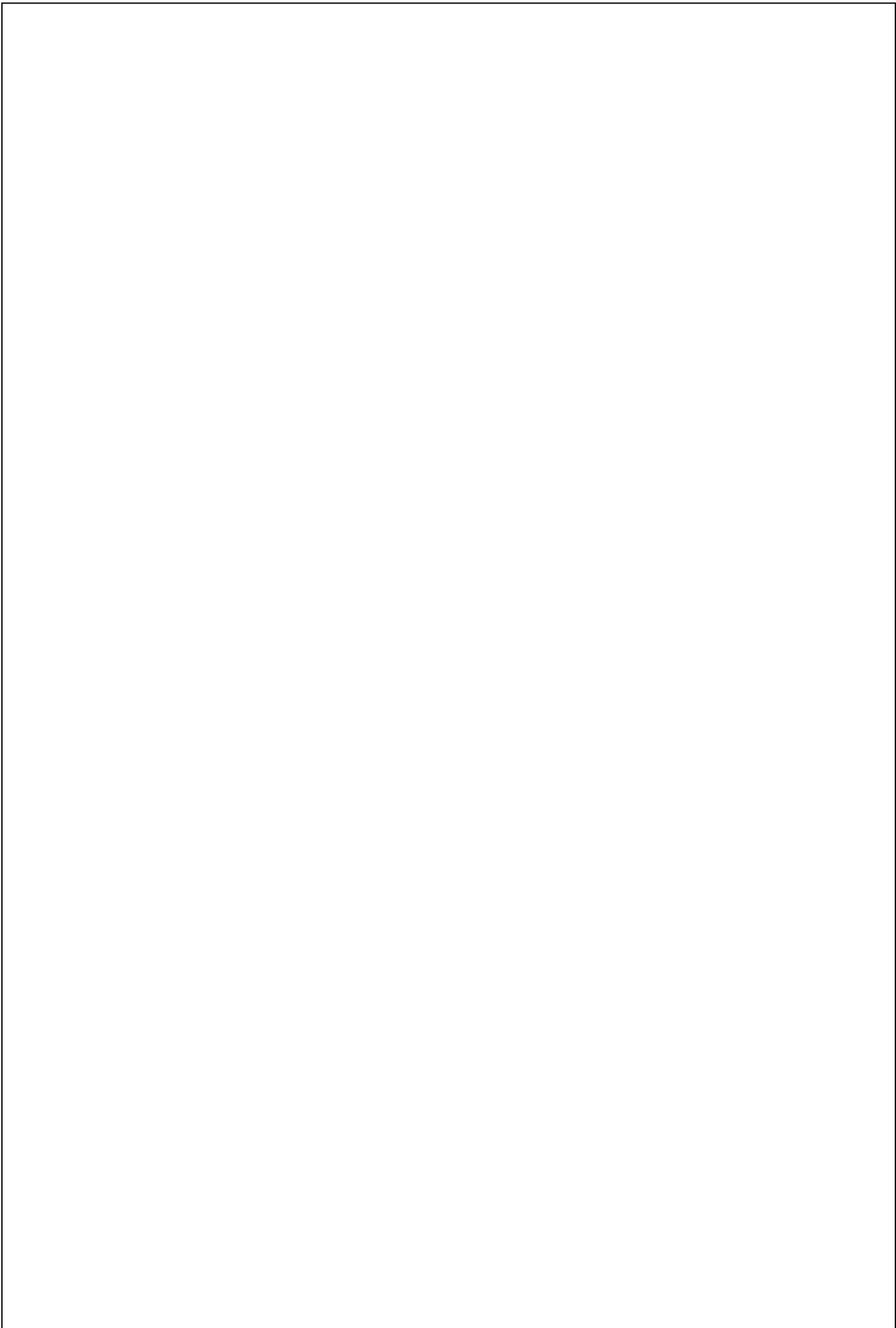
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性がある。こうしたことから、平成 13 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定された。さらに、被害者の自立支援の明確化等の観点から平成 16 年に改正法が制定され、同法に基づき、主務大臣において施策の基本的な方針を策定した。

配偶者暴力防止法を踏まえ、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策と、被害者の自立支援等配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策を進める。また、配偶者からの暴力は児童虐待と関連が深いことにも留意して対応する。

なお、配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、その対応を進める。

<p>図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。さらに、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進する。</p>	
<p>エ 女性に対する暴力に関する調査研究等</p>	
<p>被害の実態把握</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力についての確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害等の実態を把握することを目的とした調査を、今後も定期的・継続的に実施するとともに、既存の統計調査について、統計データの活用や調査項目の見直しの検討などにより、性別データの収集、整備、提供に努める。 	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>加害者に関する研究等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者について、矯正施設に収容された者や保護観察に付された者等を対象とする加害者の特性により対応した指導・教育方法の調査研究を引き続き実施し、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。 配偶者からの暴力の加害者の更生については、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、配偶者暴力防止法の規定に基づき、加害者更生プログラムのあり方等について調査研究を推進する。 	<p>法務省 内閣府、法務省</p>
<p>ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項</p>	
<p>関係施策の積極的な推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>関係機関の連携協力</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>地方公共団体の取組に対する支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成その他地方公共団体における関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>民間団体等との連携</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針等を踏まえて、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 相談体制の充実</p>	
<p>配偶者暴力相談支援センターの取組</p>	



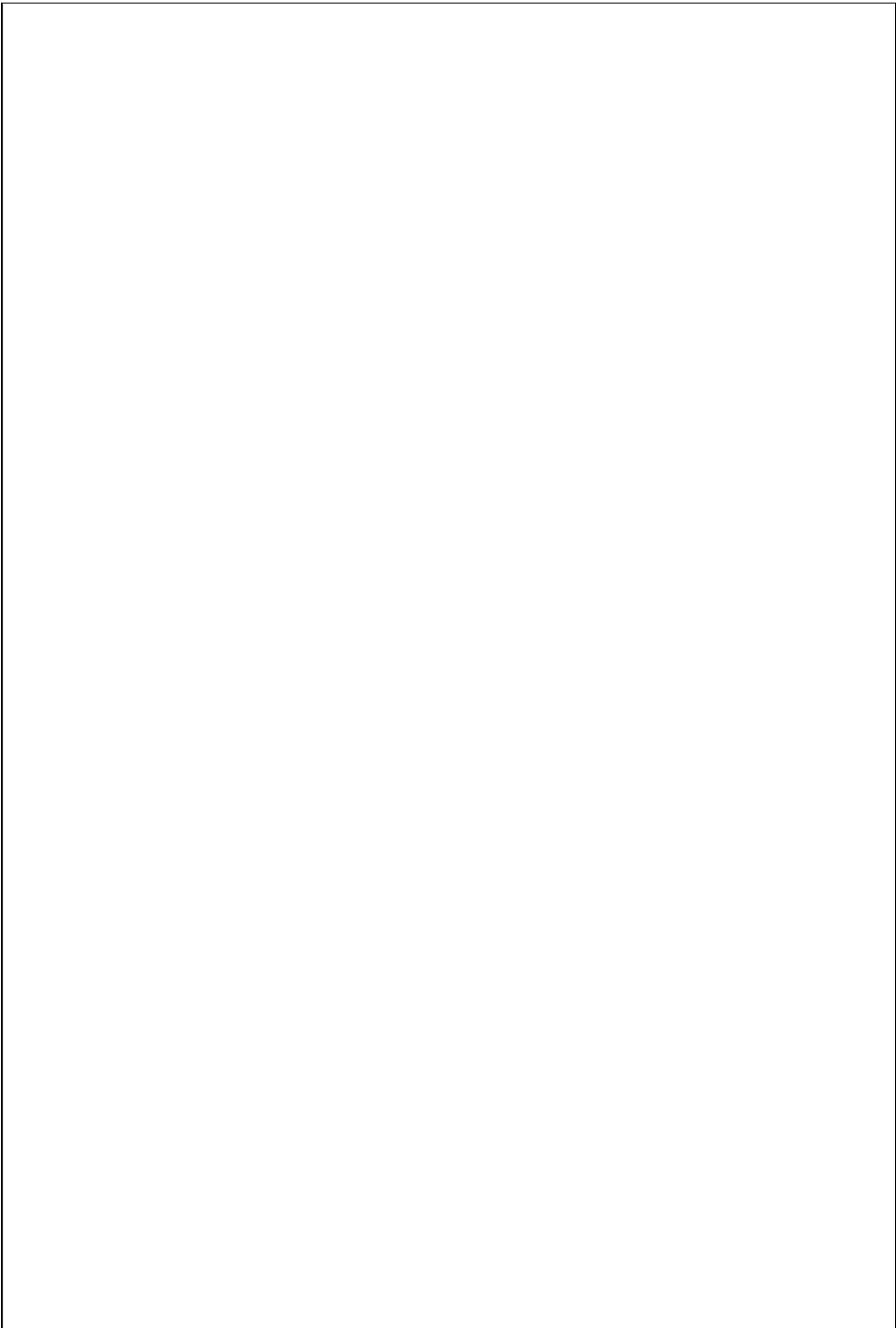
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できるよう促す。 	内閣府、厚生労働省
<p>警察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努める。 	警察庁
<p>人権擁護機関の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。 	法務省
<p>相談員等の研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。 	内閣府、厚生労働省
ウ 被害者の保護及び自立支援	
被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 警察においては、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずる。被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行う。 	警察庁
暴力行為からの安全の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。 	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 被害者を支援している親族や支援者に対しても、ストーカー行為等の規制等に関する法律を適切に運用するなどにより、その安全の確保に努める。 	警察庁
医療関係者による早期発見の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施など、医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。 	厚生労働省
一時保護	
<ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、婦人相談所による適切かつ効果的な一時保護の実施を促す。また、今後とも、必要に応じ、民間シェルター等との連携を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善を進める。 	厚生労働省
心身の健康回復への支援	
<ul style="list-style-type: none"> 被害者は繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることも多く、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、相談・保護にかかわる職員が連携して、医学的又は心理学的な援助を行うよう努める。 	内閣府、厚生労働省
自立支援	
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促 	内閣府、厚生労働

(3) 性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者は、暴力により身体的精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合がある。性犯罪に関しては、傷害、逮捕・監禁等の事案において性犯罪の観点からとらえられるものもあることに留意しつつ、加害者の責任を厳正に追及するとの立場に立って、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、再犯防止のため矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るなどの対策も推進する。性犯罪捜査に当たっては、犯罪の特性を十分に踏まえ、被害者の心情に配慮した事情聴取や被害者への情報提供を推進し、関係機関との連携の強化も図りつつ、被害者の精神的負担の軽減に努める。

さらに、被害者が心理的外傷等心身に深い傷を負うとともに、生活に深刻な影響を受けていることに十分配慮し、その被害を回復するための施策の充実に努める。

<p>進、住宅の確保、援護、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行うとともに、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うよう徹底する。また、必要があれば、その他の措置についても、各々の事情を踏まえ、事案に応じ講じるよう促す。</p>	<p>省、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力への対策として、被害者が自立して生活することに対する支援が重要であることを踏まえ、就業の促進その他被害者の自立を支援するための施策等について、検討を一層進め、必要な措置を講じる。 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>広域的な連携の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を進める。 	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>エ 関連する問題への対応</p>	
<p>児童虐待への適切な対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止等に関する法律において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることとされたことを踏まえ、関係機関等の連携を図りつつ、適切な対応に努める。 	<p>厚生労働省</p>
<p>交際相手等からの暴力への対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、被害者の保護に努める。 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>ア 性犯罪への厳正な対処等</p>	
<p>関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。 	<p>警察庁、法務省</p>
<p>性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。 	<p>警察庁</p>
<p>性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。 	<p>警察庁</p>
<p>精神面の被害への適切な対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や他の様々な精神障害に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適切な対応を図る。 	<p>警察庁、法務省、関係府省</p>
<p>各種の性犯罪への対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。 	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送 	<p>警察庁、国土交通省</p>



<p>やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。 ・盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点に十分配慮し、厳正な取締りに努めつつ、法整備に関する検討をする。 ・ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。 	<p>警察庁</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁</p>
<p>イ 被害者への配慮等</p>	
<p>女性警察官等の配置</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。 	<p>警察庁</p>
<p>被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護士は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。 	<p>警察庁、法務省</p>
<p>被害児童に対する支援活動の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた児童に対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。 	<p>警察庁、厚生労働省</p>
<p>診断・治療等に関する支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。 	<p>警察庁、法務省、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法を含め、検討を行う。 	<p>警察庁</p>
<p>被害者等に関する情報の保護</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等の安全の確保やプライバシーの保護を図るため、現行制度の適切な運用を徹底するとともに、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の保護を図るための制度の導入について検討する。 	<p>法務省</p>
<p>被害者連絡等の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知する検察の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。 	<p>警察庁、法務省</p>
<p>専門家の養成等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<p>関係省庁、関係者等の連携</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・これら被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p>	
<p>総合的な再犯防止対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。 	<p>警察庁、法務省</p>

(4) 売買春への対策の推進

売買春は、性を商品化し、金銭等により売買するものであって、人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視するものであり、決して許されるものではない。我が国では、売買春で性の商品化を求められるのはほとんどが女性である。売買春の根絶に向けて、国際的動向にも配慮しつつ、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

<p>その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの実施体制等について研究・検討する。 	法務省
<p>エ 啓発活動の推進</p> <p>啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪の防止のために、女性の人権を尊重する啓発活動に努める。また、学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する。 	内閣府、文部科学省
<p>ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援</p> <p>売買春の取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の周旋行為等の取締りの強化を図る。 	警察庁
<p>売買春からの女性保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。 	厚生労働省
<p>社会復帰支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさせながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における矯正教育の一層の充実に努める。 	法務省
<p>関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との連携を強化する。 	警察庁、厚生労働省
<p>啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。 	内閣府、法務省、関係府省
<p>イ 児童に関する対策の推進</p> <p>児童買春の取締りの強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為（児童自身の行為を含む）等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。 	警察庁、法務省
<p>被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。 学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童・生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、 	厚生労働省、警察庁 文部科学省

(5) 人身取引への対策の推進

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者、特に女性に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の観点を重視しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。

<p>スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。 <p>啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切に、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。 ・国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイトを利用している児童への働きかけなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する。 ・旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成 17 年 3 月、国連児童基金（ユニセフ）等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。 	<p>警察庁</p> <p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、外務省、国土交通省、関係府省</p>
<p>ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進</p> <p>関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 12 月 7 日策定の人身取引対策行動計画に沿って、関係施策を積極的に推進する。 	<p>内閣官房、関係府省</p>
<p>イ 関係法令の適切な運用</p> <p>関係法令の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑法の改正による人身売買罪等の新設、出入国管理及び難民認定法の改正による人身取引等の被害者の保護等に関する規定の整備を図ることなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律が一部を除き平成 17 年 7 月 12 日から施行されたことから、改正法の適切な運用により人身取引の撲滅や被害女性の保護等の取組を一層進める。 ・外国人ホステス等の在留資格等の確認を風俗営業等の営業者に義務づけるなどの人身取引の防止対策等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成 17 年 11 月に公布されたことから、人身取引の防止に向け、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適切な運用に努める。 ・人身取引を防止するため、出入国管理の強化等に努めるとともに、加害者に対しては、刑罰法令を厳格に適用し、取締りの徹底に努める。また、被害者に対しては、その立場に十分配慮しつつ、法を適切に運用し、保護に努める。 	<p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁、法務省</p>
<p>ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進</p> <p>被害者の保護及び医療支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所においては、必要に応じ適切に被害者の保護を行うとともに、従来の実績、所在地の秘匿性等から、民間シェルター等において、より適切な保護が見込まれる場合等には、人身取引被害者について、一時保護委託を実施する。 ・被害者は、長期間劣悪な環境下で性風俗営業等での労働を強いられて健康を害している者も多いことから、無料低額の医療が円滑に受けられるようにする。 <p>関係諸制度の弾力的な運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退去強制事由に該当する人身取引被害者で速やかな帰国を希望する者については、婦人相談所又は民間シェルターに入居したまま退去強制手続を執って出国を可能とするような方法を検討するほか、国費送還についても弾力的な運用を 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>法務省、厚生労働省</p>

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為である。セクシュアル・ハラスメントの中には、犯罪に該当するものもあり、悪質な加害者に対しては、法令等に基づき厳正に対処する。雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントによって精神上的苦痛を受け、心理的なケアを必要とする者からの相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場においても、大学をはじめとする教育機関等におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、徹底した対策をとる。

<p>図る。また、在留の継続が必要な場合は、生命身体への危険が認められないときには婦人相談所又は民間シェルターへの入居を依頼するなど、事案に応じた臨機応変な連携体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者に対しては、必要に応じて、在留資格の変更、在留期間の更新又は仮放免等を許可するなどして被害者の保護に努める一方、在留資格のない被害者については、在留を特別に許可することにより、その法的地位の安定を図る。 <p>外国語への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語が十分に理解できない被害者に対し、我が国の人身取引対策、特に被害者保護のための取組を周知するため、外国語のパンフレットの作成等工夫をこらした広報を行う。 日本語が十分に理解できない被害者に対し、民間団体と連携する等通訳の確保に配慮する。 	<p>法務省</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>法務省、厚生労働省</p>
<p>エ 調査研究等の推進</p> <p>調査研究等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立女性教育会館その他の機関においては、人身取引の防止を図る観点から必要な調査研究・教材の開発等を行う。 	<p>文部科学省、関係府省</p>
<p>ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <p>企業等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメントに関する規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図る。 パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。 <p>国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10 - 10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成 10 年 11 月、人事院規則）及び人事院規則 10 - 10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月、人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>全府省</p>
<p>イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <p>教育の場における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国公立学校等に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底に努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>

(7) ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等は、それ自体、被害者の生活の平穩を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものである。ストーカー規制法を適切に運用することによって、被害者が早期に相談することができるよう必要な措置を講じ、関係機関が相互に緊密に連携して、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努める。また、ストーカー規制法の仕組み、被害者の親族や支援者に対するつきまとい等の行為についてもストーカー規制法の保護の対象となり得ること等について、広報活動を推進する。

<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童・生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備等を推進する。 ・セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行う。また、懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを考慮しつつ、その公表について検討する。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <p>その他の場における対策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、文化芸術等の分野における指導者等からのセクシュアル・ハラスメント及び医療・社会福祉その他の施設等におけるセクシュアル・ハラスメントを含むあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努める。 	<p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>ア ストーカー行為等への厳正な対処</p> <p>ストーカー行為等への厳正な対処</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。 	<p>警察庁</p>
<p>イ 被害者等の支援及び防犯対策</p> <p>被害者の支援及び防犯対策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。 	<p>警察庁</p>
<p>関係者の意識・能力の向上</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。 	<p>警察庁</p>
<p>配偶者からの暴力による被害者の親族等に対する保護</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者への警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努める。 	<p>警察庁</p>
<p>ウ 広報啓発の推進</p> <p>広報啓発の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・どのような行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者も、つきまとい等があった場合は法の対象となり得ること等について、広報啓発をより一層推進する。 	<p>警察庁</p>

8 . 生涯を通じた女性の健康支援

< 目標 >

女性も男性も、各人が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要がある。特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある。

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口/開発会議においても、性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)(*)に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを求められたところである。このことについては、1995年の第4回世界女性会議で我が国を含め採択した行動綱領においても、女性の人権として確認されたところである。

国連特別総会「女性2000年会議」においては、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を我が国を含め採択し、その中で、男女の力関係が平等でないことや、女性の健康を守るニーズに関する男女間のコミュニケーションや理解が欠如していることが障害となつて、女性の健康が脅かされていると指摘している。

こうしたことに配慮しつつ、男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要である。

* 性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)とは、「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)を得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではない。

8 . 生涯を通じた女性の健康支援

施策の基本的方向

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策の推進を図る。また、スポーツ活動を通じた健康の保持増進を図る。

具体的施策	担当府省
<p>ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実 女性の健康保持のための事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題について、安心して相談できる体制を整備する等、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。また、心の悩みは、うつ、摂食障害、自殺等の形で生涯を通じた健康を大きく損なう場合もあることから、健康問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりを推進する。 ・女性に特有な健康状態あるいは女性に多く見られる疾病について、調査・研究を進める。 ・各種施策の実施状況及び社会情勢の変化等に応じて、女性の健康保持に関する施策の充実のための総合的な検討を行う。 <p>健康教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を学校はもちろん、家庭や地域においても積極的に推進する。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。 <p>性差医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要であり、医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図る。 <p>女性の健康問題への取組についての気運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る。 ・女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る視点から、保健所、市町村保健センター等において母子保健医療に携わる医師、保健師、助産師、看護師等に対する研修等の充実を図る。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援 成人期、高齢期の健康づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が、長い人生を、寝たきりにならず健康に過ごすため、更年期障害の軽減、中高年期以降の肥満の予防等を重点とした健康診査、健康指導を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進するほか、老後における健康保持のため健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導といった保健事業の推進を図る。 <p>子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のがん罹患率の第一位である乳がんについて、死亡率減少効果のあるがん検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備や撮影技師及び読影医師の育成を図るとともに、乳がん、子宮がん検診、骨粗しょう症検診の普及啓発等の推進を図る。なお、乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及啓発を図る。 <p>女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における日常的なスポーツ活動を推進するとともに、地域のスポーツ指導者について各自治体が養成・活用に努めるよう支援することを通じて、女性の 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援する。また、不妊に悩む男女が多いことから、その対策を推進する。

<p>スポーツ活動への参画を奨励し、女性が生涯にわたり健康を保持することを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のニーズにも対応したスポーツ活動を日常的に行う場として期待される、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進する。 ・成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成22年度までに50%にする。(平成16年38.5%) 	<p>文部科学省 文部科学省</p>
<p>ア 妊娠・出産期における女性の健康支援</p>	
<p>妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・出産を望みながらも、妊娠について悩んでいる者に対する相談・支援を実施する。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・母乳育児の推進に取り組む自治体の取組等の紹介などにより、母乳育児の普及に努める。また、母乳育児普及率の調査を行う。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産について満足している者の割合を平成22年までに100%にする。(平成12年度84.4%) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠11週以下での妊娠の届け出率を平成22年までに100%にする。(平成8年62.6%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成22年までに100%にする。(平成12年6.3%)」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<p>不妊専門相談サービス等の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む男女が、安心して相談できるようにするとともに、生殖補助医療等に関し問題点も含め正確な情報の提供を行う。また、不妊治療に対する経済的支援の一層の充実を図る。さらに、働きながら不妊治療を受ける場合に仕事と両立しやすいよう環境整備を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成22年までに100%にする。(平成13年24.9%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊専門相談センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で整備する。(平成16年度95か所中51か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成事業を平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。(平成16年度95か所中87か所) 	<p>厚生労働省</p>
<p>周産期医療の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、妊娠・出産の安全性や快適さを確保するため、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進するとともに、現状における小児科医・産科医の医師不足に対応するため、小児科・産科医療確保対策を進める。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療ネットワークを平成19年度までに全都道府県で整備する。(平成16年度28都道府県) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「妊娠と薬情報センター」(国立成育医療センターに設置)において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、妊婦の服薬情報とその後の出生児への薬の影響の有無に関する情報を収集・蓄積し、服薬相談や医薬品添付文書の 	<p>厚生労働省</p>

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

H I V / エイズ及び性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為でありその対策の強化を図る。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等対策を推進する。

<p>改訂に活用する。</p> <p>女性の主体的な避妊のための知識等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安易な人工妊娠中絶を避けるため、人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図る。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行う。 	厚生労働省
<p>イ 適切な性教育の推進</p> <p>学校における適切な性教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の人工妊娠中絶や性感染症の増加などが見られる今日、性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女ともに正確な知識を持ち、自ら健康管理を行うことができるようにするとともに、生命尊重・人格尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持つことが重要である。 <p>そのため、学校において心のつながりや命の尊厳も重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していく。学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図って行き、行き過ぎた内容とならないよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、適切な性教育の内容や進め方等については、国において検討を進め事例集を作成・配布するなどの方法により、各教育委員会に周知を図る。</p> <p>さらに、中央教育審議会における議論の結果を踏まえ、今後の性教育の在り方について必要な見直しを進める。</p>	文部科学省
<p>性に関する学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域において性と生殖に関する健康の重要性について教えることができるよう、家庭教育等を支援する学習機会を充実する。 	文部科学省
<p>ア HIV/エイズ、性感染症対策</p> <p>予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民がHIV/エイズに関する正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動が取れるよう、積極的な啓発活動を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実、研究開発の推進等、総合的な対策を推進する。 <p>性感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性感染症は、特に女性にとって、母子感染や不妊症の原因となるおそれがあるなど、性と生殖の健康を脅かす極めて重大な問題であり、予防から治療までの対策を強力的に推進する。 <p>学校におけるHIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけ、適切な行動が取れるようにするため、HIV/エイズ教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。 ・HIV/エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。 	厚生労働省 厚生労働省 文部科学省 文部科学省
<p>イ 薬物乱用対策の推進</p> <p>乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の緊密な連携の下に、薬物密輸・密売組織の壊滅や水際検挙の推進等による薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図っていく。 	警察庁、厚生労働省



<p>少女による薬物乱用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者による覚せい剤等の乱用については未だ憂慮すべき状況にあり、そのうち半数近くが少女による乱用となっている。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。 <p>薬物乱用防止教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、すべての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカーを活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。 ・薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成 22 年までに全ての中学生・高校生に配布する。 <p>薬物乱用を許さない社会環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係府省の緊密な連携の下に、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境を形成する。 	<p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
<p>ウ 喫煙、飲酒対策の推進</p> <p>情報提供の実施と予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。 ・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成 22 年までになくす。(平成 12 年喫煙率 10.0%、飲酒率 18.1%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。 <p>受動喫煙の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

9. メディアにおける男女共同参画の推進

<目標>

高度情報通信化が進展する中で、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大するものと予想される。

情報通信技術の革新は、女性が情報発信を行うことを容易にし、新たなネットワークの拡大に資するとともに、メディアを通じて我が国の男女共同参画の現状と問題点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することにつながると期待される。

一方、一部のメディアにおいて、固定的な性別役割分担など性別に基づく固定観念にとらわれた表現などに加え、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられる。

表現の自由は尊重されるべきであるが、その一方で、表現の自由を享受する者は、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払うべき責任を有していると考えられる。このため、女性の人権に対する配慮を欠いた取扱いがなされるのを防ぐことが必要である。

今後、メディアにおける人権の尊重を確保するため、メディア界における男女共同参画の推進を求め、人権に配慮した表現についてのメディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。

9 . メディアにおける男女共同参画の推進

施策の基本的方向

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

メディアの男女共同参画社会の形成における重要な役割にかんがみ、メディアにおける方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、メディアの自主的取組を促す。

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれることのない表現を行うよう促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアから青少年やそれに接することを望まない者を守ることを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。その際、インターネットやゲームソフト、広告等を始めとした各種のメディアの特性に応じた方策がとられるよう、また、特に児童の権利の保護、青少年の健全育成の観点が重視されるよう配慮する。

さらに、高度情報通信化が進展する中では、メディアと個人、個人と個人の間でやり取りされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。また、職場における男女の情報格差が年齢が高くなるほど顕著であることも踏まえ、女性が情報通信技術を十分活用できるよう支援を行う。

具体的施策	担当府省
<p>ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等</p> <p>メディアにおける男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性・暴力表現や固定的な性別役割分担意識に基づく表現などの改善の観点から、企画、制作、編集などメディアのあらゆる段階、特に方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。 ・メディアにおける討論や情報発信の機会に女性が積極的に参加し、重要な役割を果たすことができるよう促す。 ・メディアを通じて我が国の男女共同参画の現状と問題点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することを期待する。 <p>メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、また、社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、メディアの自主的取組を促す。 ・放送分野においては、「放送と人権等権利に関する委員会」が設けられているが、民間における自主的な取組が機能していない分野については、女性の人権侵害につながるメディア表現等について苦情を処理し改善を促す機能を有する第三者機関の在り方に関し、諸外国の例を研究する。 <p>性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。 ・これらの方策の一層の推進に資するために、メディアの実態や青少年に与える影響、諸外国における取組の動向等について調査研究に努める。 <p>児童を対象とする性・暴力表現の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノは、対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあるが、近年はインターネットを通じて国境を越えて流通していることから、これに対処するため、児童ポルノに関する国際的なデータベースの構築に向けて取り組むなど、関係機関等との情報交換の緊密化を図るとともに、その取締りを強化し、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努める。 <p>地域の環境浄化のための啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>警察庁</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p>
<p>イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討</p> <p>現行法令の適用による取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対しては、刑法第 175 条、児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化する。また、違法・有害コンテンツの把握のための民間団体を通じた効果的な推進方策を検討する。 <p>インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。 	<p>警察庁</p> <p>総務省、経済産業省</p>

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

国の行政機関自らが行う公的広報等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮する。また、この点に関する地方公共団体や民間のメディア等における自主的取組を奨励する。

<ul style="list-style-type: none"> ・性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報を含むインターネット上の違法有害な情報の流通に対して、「インターネット上における違法・有害情報への対応に関する研究会」を設置し、有識者、電気通信事業者、消費者代表者等の参加を得て、表現の自由、通信の秘密に配慮しつつ、プロバイダ等による自主的対応及びこれを支援する方策についての検討を進める。また、迷惑通信への対応、苦情処理体制の整備などの利用環境整備の在り方についても検討する。 ・有識者等による「総合セキュリティ対策会議」において、インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の一方策として、インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口である「ホットライン」設置に向けた検討を進める。 	<p>総務省</p> <p>警察庁</p>
<p>ウ メディア・リテラシーの向上</p> <p>メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目に晒されることが不可欠であることから、国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。 <p>情報教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。 ・学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。 <p>男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を国の職員に広く周知するとともに、必要に応じて改定についての検討を行う。 <p>ガイドラインの他の機関への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を地方公共団体、民間のメディア等に広く周知し、自主的取組を奨励する。 	<p>総務省、文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>

10 .男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

<目標>

少子・高齢化等人口構造の変化、国際化、高度情報化など変動する時代・社会の中で、男女ともに一人一人が自立し能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎になるのが教育・学習である。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識を涵養し、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義をもつ。生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進する。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況を踏まえ、女性のエンパワーメント（*）のための女性教育・学習活動の充実などの施策の推進を図る。

* エンパワーメント：個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

10 . 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の基本的方向

(1) 男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び家庭教育や職場、地域における教育を含めた社会教育において、思いやりと自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める。このため、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。

社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識させるような学習機会の提供に努める。

また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

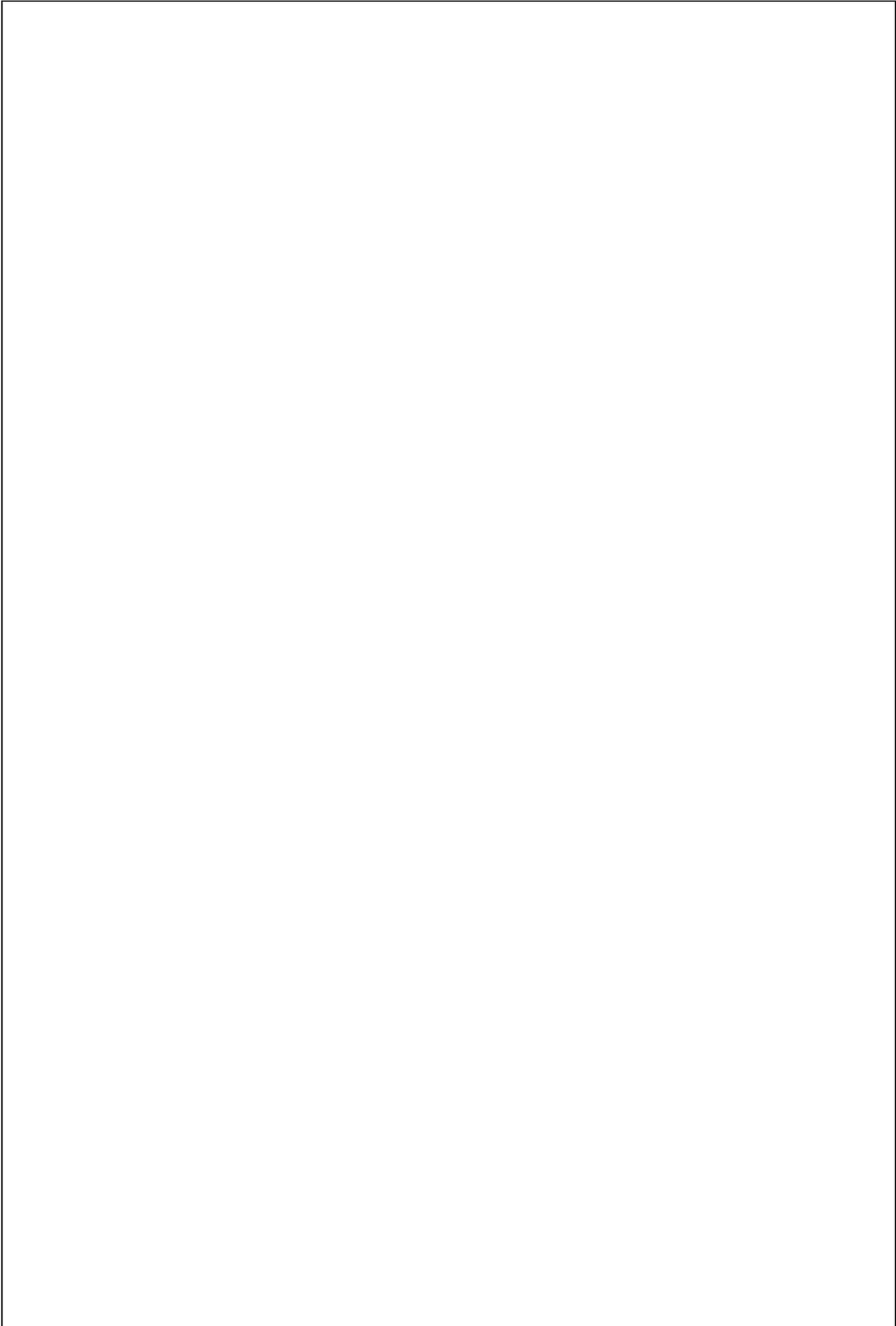
具体的施策	担当府省
<p>ア 初等中等教育の充実</p> <p>学校教育全体を通じた指導の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、多くの先人達の努力により男女平等が歴史的にいかに進展してきたかなど、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、教科書などの教材においても適切な配慮がなされるよう留意する。また、思いやりと自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。 ・男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。 ・学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努める。また、PTAの会長への女性の登用の促進など、PTAにおける方針決定過程への女性の参画を進める。さらに、働く父親や母親が参加しやすい時間帯等にPTAの活動を開催することを進める。 <p>家庭科教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭科教育については、男女共同参画社会を推進する観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させることなどとしており、その趣旨の普及・徹底に努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>イ 高等教育の充実</p> <p>高等教育機関における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう努めるとともに、様々な学問分野への女性の参画を促進する。 ・国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループが行った、国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえ、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。 ・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。また、公私立大学等についても女性教員の割合向上等につき協力を要請する。 <p>奨学金制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立の意識を醸成していくため、学生が、親の金銭的援助に過度に依存することなく、自立して学ぶことができるよう、奨学金制度の充実を図る。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ 社会教育の推進</p> <p>男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。また、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。 <p>男女共同参画に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高め、固定的な男女の役割分担にとらわれない意識を醸成する学習機会の提供を推進するとともに、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成な 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

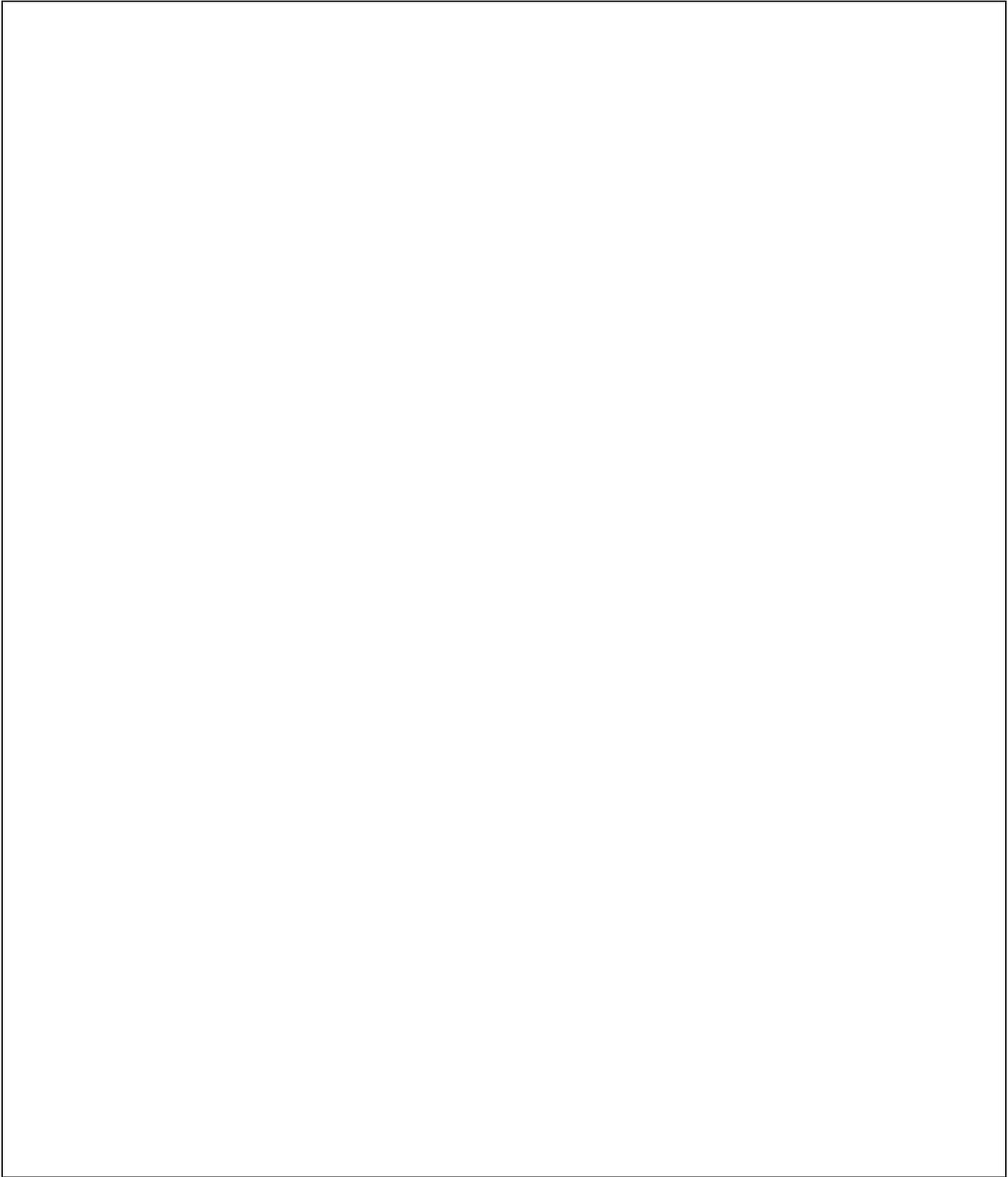
男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興は極めて重要な意義を持つ。特に女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努める。その際、2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

<p>どを推進する。その際、女性のみならず男性に対しても積極的な参加を促す。</p>	
<p>エ 教育関係者の意識啓発</p>	
<p>教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。 ・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進するとともに、学校における男女共同参画の推進等を図るため、学長・学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、各教育委員会や大学等が実施する研修等の取組を促進する。 ・青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実</p>	
<p>高等教育機関及び社会教育の場における調査・研究等の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す。 ・男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する研究の成果を女性教育施策や社会教育の場におけるプログラム開発などへ幅広く活用し、社会への還元を促進する。 ・社会教育の場においても、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、関連する講座を開設するなど、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実に努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>独立行政法人国立女性教育会館における調査研究</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を、研修・交流事業に活用し、地方公共団体、男女共同参画センター等の女性関連施設、及び社会教育施設と連携を図りつつ事業を展開する。これにより男女共同参画社会の形成に資する研究の成果の全国的な還元を図る。 	<p>文部科学省</p>
<p>日本学術会議における男女共同参画に関する検討</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議においては、男女共同参画に資する学術についての多角的な調査、審議を一層推進する。 	<p>内閣府</p>
<p>ア 生涯学習の推進</p>	
<p>リカレント教育の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立のためにも、学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われるリカレント教育の重要性はますます高まっており、編入学の受入れ、大学等における社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。 	<p>文部科学省</p>
<p>放送大学の整備等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・放送大学や放送大学大学院をはじめ時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。 ・単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>学校施設の開放促進等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し多様な学習機会の提 	<p>文部科学省</p>



<p>供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の生涯学習活動等を実施するための場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備促進を図る。</p>	
<p>青少年の体験活動等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。 	文部科学省
<p>民間教育事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。 	文部科学省
<p>高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。 	文部科学省
<p>現代的課題に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。 	文部科学省
<p>学習成果の適切な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。 	文部科学省
<p>イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実</p>	
<p>女性のチャレンジを支援するための学習機会の提供</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性のチャレンジを支援する教育・学習など情報提供を一層充実する。 結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に一層努める。 	文部科学省 文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。 	文部科学省
<p>女性の生涯にわたる学習機会の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。 	文部科学省
<p>女性の能力開発の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。 	文部科学省
<p>女性の学習グループの支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。 	文部科学省
<p>独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立女性教育会館においては、国内外の女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供やDV問題教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能の充実等を行う。 	文部科学省



(注) 学校における適切な性教育の推進については、8 . 生涯を通じた女性の健康支援(2)イの

<p>ウ 進路・就職指導の充実</p> <p>進路指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関において、四年制大学、短期大学、専門学校等への進学率や専攻分野における男女の偏りが見られ、また、大学院においても同様の偏りが見られることを踏まえ、小・中・高校段階から、児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開することが重要である。このため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人一人に高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターンシップ(＊)などの体験活動を推進する。 <p>職業意識の醸成、意識啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人一人が主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。 ・女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、本人及び親、教員等を対象とする女性のロールモデル等の情報提供や啓発等のチャレンジ支援を推進する。 <p>就職指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等が、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。例えば、教育課程の中でキャリア教育のための教育プログラムを作成すること等、各大学において学生の職業意識の醸成に関する取組を促すとともに、インターンシップの更なる普及促進に努める。また、各大学において就職指導に関する取組の充実を図る。 ・大学等において、男女共同参画の視点を踏まえた女子学生、女子生徒の多様な職業選択を可能にするための専門的知識の習得や意識啓発等を早期に行うよう努める。特に就職指導において、男女共同参画の視点を踏まえるよう努める。 ・学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。 <p>各経済団体等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学において専門教育の修得が、男女ともに学生にとって多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対し、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育へ十分配慮するよう要請する。 ・女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確保について引き続き要請を行う。 <p>＊インターンシップ：学生等が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。</p> <p>記述を参照。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 1 . 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

< 目標 >

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられている。

平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」は、女性の地位向上に当たり、平等・開発・平和の三つの目標が不可欠であり、一体として機能するものであることを改めて確認した。平成 17 年（2005 年）に開催された「北京+10」（第 49 回国連婦人の地位委員会）で採択された宣言においては、「北京宣言及び行動綱領」及び平成 12 年（2000 年）に開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果文書が再確認された。また、その実施状況の評価・見直しが行われた。

これらを踏まえ、国内のあらゆる分野・地域において、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組の成果や経験をいかすための具体的な行動に努める。また、国際的には、世界の女性の地位向上に貢献するため、男女共同参画社会の実現に向けた国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国への協力等を通じ、地球社会の「平等・開発・平和」に積極的に貢献する。

11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

施策の基本的方向

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

近年は、政治、経済、文化等のあらゆる分野で情報化及びグローバル化が急速に進展し、国際社会の動向が直接・間接に我が国に影響を及ぼしていることから、国内における取組を行うに当たって、国際社会における取組の動向、成果及び経験を十分活用し、国際規範・基準の取り入れ・浸透を図ることが一層重要となっている。このため、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や、「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」並びに、国連特別総会「女性2000年会議」において採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努める。

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

政府開発援助(ODA)の実施については、国連を始めとする国際機関や先進諸国において「ジェンダー主流化」(*)の観点からの援助を実施しているところである。我が国においても、男女共同参画社会基本法の基本理念並びにODA大綱(2003(平成15)年)及びODA中期政策(2005(平成17)年)に沿って、平成17年(2005年)の「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)において発表した「GAD(ジェンダーと開発)イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立って援助政策を策定すること等を通じ、開発途上国のすべての分野における「ジェンダー平等」・女性のエンパワーメントを目指す取組への支援を強化していく。また、国際協力に携わる者のGADに関する認識の向上を促進する。さらに、これらを踏まえたODAの有効な実施・監視体制を整備するとともに、ODA政策及びその実施状況等について、国際機関及び国民に適時適切に説明責任を果たす。

ODA政策の立案及び実施に当たっては、女子差別撤廃条約等の基本的な国際条約・国際合意や開発途上国自身の開発戦略を十分に踏まえながら、参加型開発手法等の適切な方法を講じるなどして被援助国側の女性及び男性双方の参画が確保されるよう配慮し、個々の援助案件に男女共同参画の視点を盛り込むよう努める。また、このようなODA政策の立案・実施を通じて、国際的な女性の地位向上に積極的に寄与する。

国連を中心として展開される世界の女性の地位向上のための諸活動に対する積極的な協力、紛争地域等における平和の構築及び復興開発への女性の積極的な参画の促進、国際交流の推進等を進める。

具体的施策	担当府省
<p>女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約の国内実施強化に努める。特に、2003年に国連女子差別撤廃委員会から勧告された間接差別については、雇用の分野について、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえ、適切に対応するとともに、他の分野についても何が間接差別に当たるかについて検討を行う。 上記勧告に対する政府としての対応を十分に検討した上で、女子差別撤廃条約第6回政府報告を作成し、同委員会に提出する。 権利侵害を受けたと主張する個人等が女子差別撤廃委員会へ通報することができるという個人通報制度等を定める女子差別撤廃条約選択議定書の締結の可能性について、検討を行う。 誰もが理解しやすい形で女子差別撤廃条約の周知を図ることにより、国内への一層の浸透を図る。また、児童の権利に関する条約やILO第156号条約等、我が国が締結している男女共同参画の推進に係わる条約についても、その目的が十分達成されるよう、取組の充実、内容の普及・浸透を図る。 <p>未締結の条約に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に関わりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、批准に向けて積極的な対応を図る。また、国際機関等において検討が進められている女性に関わりの深い国際文書の作成等についてもその動向に十分配慮する。 <p>効果的な広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報を進める。特に、政策・方針決定者、法曹関係者、その他国民の幅広い層に対しての広報の方策を工夫しつつ進めるとともに、国際規範・基準の翻訳・普及を積極的に行い、これらに関する理解促進を図る。 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透に当たっては、知見を持つNGOの意見も聞きつつ、積極的連携を図る。 	<p>内閣府、外務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p>
<p>ア 「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進</p> <p>援助政策における社会的性別の視点の導入強化・「ジェンダー平等」を推進する政策・制度支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「GADイニシアティブ」に基づき、ODAのあらゆる段階において社会的性別の視点を盛り込むよう努める。また、良い統治、人間の安全保障、軍縮、平和構築、民主化、情報通信技術の格差是正、といった新しい開発課題にもどのように社会的性別の視点を取り込んでいくか検討し、その実現を図る。 「GADイニシアティブ」の評価に当たっては、数値のみでなく、質の評価を行うよう努める。 個々の援助案件の実施に当たっては、必要に応じ、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参画にも資する援助内容とするように努める。 開発途上国における男女共同参画に関する国内本部機構の整備を支援する。 <p>国際機関等への支援と国際社会・NGO等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連開発計画(UNDP)日本WID基金の統合先のパートナーシップ基金において男女格差の是正と女性のエンパワーメントを促進する案件に資金が重点的に配分されるように努める。また、人間の安全保障基金等を通じた国連婦人開発基金(UNIFEM)への支援を推進する。 「ジェンダー平等」に資する援助案件の発掘及び実施に当たっては、開発途上国が互いの優れた開発経験や技術を学習し、共有することによって、開発を効果 	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>

なお、地球社会の「平等・開発・平和」の推進に当たっては、内外のNGOが重要な役割を果たしており、これらのNGOとの協力、連携を図りつつ取組を進める。

*「ジェンダー主流化」: すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス。あらゆる分野での「ジェンダー平等」を達成するための手段である。(「GADイニシアティブ」より)

<p>的に進めるための形態である「南南協力」も活用する。このため、開発途上国における専門家・研究機関・NGO等の知見も活用して、研修、人材交流、調査研究、その他援助関連事業を一層推進する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国政府における「ジェンダー統計」の整備・提供とこのための体制づくりを支援する。具体的には、政府としてこれら開発途上国の政府統計機関、国内本部機構、実際の統計使用者、関連する国際機関等との連携をより強化する。 	外務省、関係府省
<p>組織の能力向上及び体制整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ODAにおける各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO等との連携を一層促進する。 	外務省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 在外公館の「ODAジェンダー担当官」並びに独立行政法人国際協力機構（JICA）及び国際協力銀行（JBIC）の在外事務所において、社会的性別の問題に関する情報を共有するとともに、この問題に取り組む現地関係者（女性問題担当局、国際機関現地事務所、現地NGO等）との情報交換をより活発に行い、ODAにおける「ジェンダー主流化」のための現地体制を整備する。 	外務省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 国際協力に携わる者のGADに関する認識向上を促進するため、援助関連機関職員及び援助関係者に対し研修を実施する。研修の内容は国内外における議論も踏まえつつ改善する。 	外務省、関係府省
<p>ODA政策の広報の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会（CSW）、経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD/DAC）等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に説明する。また様々な方法で国内外に我が国の男女共同参画を重視するODA政策や取組の状況についてわかりやすい広報を行う。 	外務省、関係府省
<p>イ 国連の諸活動への協力</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議のフォローアップにおいて中心的役割を果たす国連婦人の地位委員会及び女子差別撤廃委員会への積極的な参加又は貢献を行う。また、今後開催が想定される世界女性会議等における国際的行動計画策定に向け、積極的に貢献していく。 	外務省、関係府省
<p>ウ 女性の平和への貢献</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進する。また、女性を被害者の側面にとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決という場面においても女性の視点を政策決定の場に反映させること及び意思決定に女性が参画することが重要であること等が盛り込まれた国連安全保障理事会の1325号決議（2000年採択）の内容を踏まえつつ、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。 	外務省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 紛争時や災害時において女性や児童が特別な支援を必要とすることに留意し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。 	外務省、関係府省
<p>エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議の日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。 	外務省
<p>オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する国際交流、国際協力を促進し、国を越えた相互の信頼や友好協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流に 	外務省、関係府省



<p>ついて、国・地方公共団体、NGOなどそれぞれのレベルで充実を図る。また、特に国際レベルにおける男女共同参画関係情報ネットワークづくりに積極的に協力するとともに、男女共同参画に関する国際協力事業の一層の推進に努める。</p> <p>カ NGOとの連携・協力推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NGOの政府代表団への参加を継続する等、政府とNGOとの連携・協力を推進する。 	<p>外務省</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

12．新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

<目標>

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念として、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」等を掲げている。また、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨も規定している。

これらの基本法の理念を踏まえ、最近における男女共同参画をめぐる社会経済情勢の変化を見ると、これまでに掲げた分野以外の施策においても男女共同参画の視点に立って新たに施策を立案・実施することが求められている分野がある。

これらの分野は、人々の暮らしの改善に直接つながる分野であり、女性の一層の参画が望まれており、男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化、国際競争力の向上を図ることによって、それぞれの分野の新たな発展を期待することができる。

本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

施策の基本的方向

(1) 科学技術

我が国の女性研究者(人文・社会科学分野を含む。)の研究者全体に占める割合は増加しつつあるが、欧米主要国と比べて低い。また、女性研究者が上位の職に就きにくいこと、子育て期の研究継続が難しいことなどの課題が指摘されている。科学技術分野における多様性を確保し、知的財産の創出、国際競争力の向上等を図るため、女性研究者の採用機会等の確保及び勤務環境の充実を促進するとともに、科学技術に係る政策・方針決定過程への女性の参画割合を高める。また、理工系分野の人材育成の観点から、女子高校生等のこの分野への進路選択を支援する。

(2) 防災(災害復興を含む)

国連防災世界会議(平成17年1月)において我が国が「防災協カイニシアティブ」を発表した

具体的施策	担当府省
<p>科学技術分野における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議と総合科学技術会議の連携を強化し、科学技術基本計画等に目標を設定するなど、男女共同参画の視点を明確に位置付ける。 国及び地方公共団体における科学技術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 企業・教育研究機関、その他各種機関・団体等の女性参画のための自主的な取組の奨励及び支援を行う。各機関等に対し、数値目標の設定及び達成度の評価・公開等も併せて行うよう協力を要請する。 <p>女性研究者の採用・登用、機会の確保、勤務環境の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調査会の報告に示された目標値（各研究組織毎に、当該分野の博士課程（後期）における女性割合等を踏まえつつ、自然科学系全体として25%（理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%）を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。 女性研究者・技術者等の採用・登用やプロジェクト参加等の機会を確保するための性別や年齢により不当に差別しない人事等の推進、勤務環境の整備等を行う。 国が関与する提案公募型研究事業等の審査員への女性の登用を積極的に進める。 短時間勤務を含む各機関等における柔軟な勤務体制の導入、育児休業取得に係る研究中断後の再開のための支援措置、託児施設の整備など、研究と出産・育児等の両立支援策に取り組む。 女性研究者の積極的な採用・登用のための目標設定と方策、研究と出産・育児等の両立支援策を含む勤務環境の整備等について、他のモデルとなるような取組を行う大学や公的研究機関等に対する支援等を行う。 医師・技術者等の研究を主とする者以外の科学技術関係人材についても、その分野の特性や実情等を踏まえた上で、仕事と出産・育児等の両立支援策等に取り組む。 <p>女性若年層の理工系分野の選択の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子高校生等女性若年層の理工系への関心・理解を高めるため、本人及びその進路選択に影響力のある親・教師をも対象にした女性研究者等のロールモデル情報の提供、科学技術の理解増進事業を推進する。 <p>統計データの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する。 <p>ネットワークの構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性研究者及び女性若年層に対する支援情報等のワンストップ・サービス化など、科学技術分野における情報ネットワーク環境の整備に努める。 研究機関の管理職等を対象とした男女共同参画のための意識啓発活動を行うとともに、男女共同参画の推進のためのネットワーク形成支援、メンター（先輩の助言者）制度の導入及び相談窓口の活用促進等に努める。 <p>防災分野における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災基本計画に規定した男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべ 	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>文部科学省、関係府省</p> <p>文部科学省、関係府省</p> <p>文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>総務省、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、総務省</p>

が、その中に防災分野における社会的性別の視点を明記している。

災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制を確立する。

（３）地域おこし、まちづくり、観光

地域の文化・産業を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、更にはそれを基礎とした観光を通じて国内外の人々との交流を深めることで、地域の活性化、暮らしの改善を実現する。

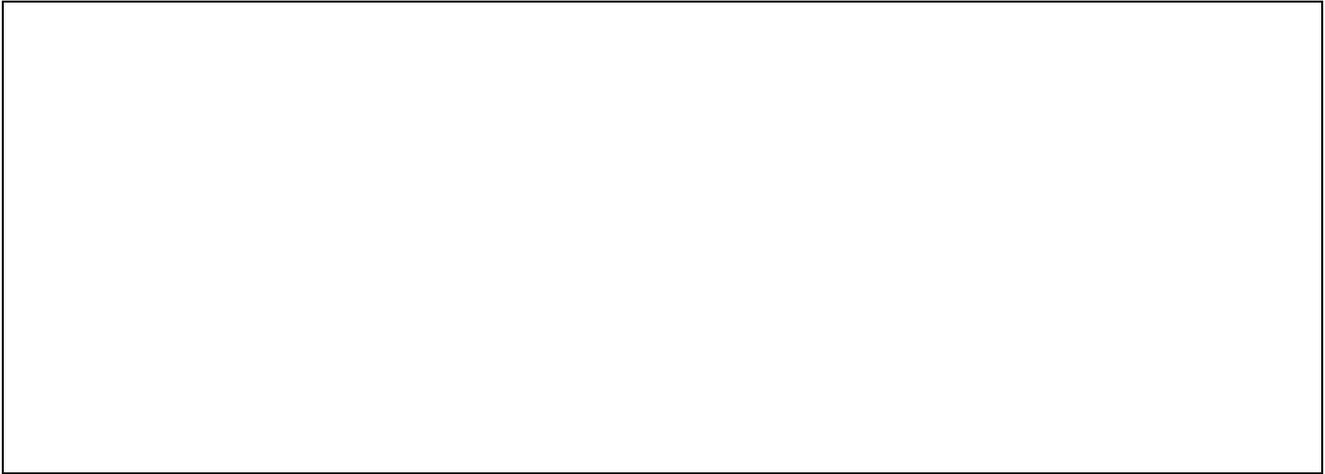
地域で実際に地域おこし、まちづくり、観光に携わっている女性は多く、女性が参画した地域づくりの優れた成功事例が見られるようになってきているが、リーダーとして活躍している割合は高くない。このため、地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画を更に推進する。

（４）環境

地球環境問題を解決し、持続可能な社会の実現を目指していくためには、一人一人が自らのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくとともに、環境保全の取組に積極的に参加していくことが重要である。

具体的には、環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上に係る施策などとあいまって、環境の分野において男女共同参画を進める。

<p>き事項について、地方公共団体に対して地域防災計画に規定するよう要請する等、その推進を図る。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 	内閣府、関係府省
<p>防災の現場における男女共同参画</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。 	内閣府、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。 	内閣府、総務省
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティにおける防災活動の意義は大きく、男女の参画や災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。 	内閣府、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興に当たるボランティア、NPO、NGOとの連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援が行われるよう努める。 	内閣府、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員・警察官・自衛官等について、防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含め留意する。また、その職業能力の向上についても配慮する。 	警察庁、防衛庁、総務省
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防団員を将来的に10万人以上にする。(平成16年1.3万人) 	総務省
<p>国際的な防災協力における男女共同参画等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「防災協力イニシアティブ」に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。 	外務省、関係府省
<p>地域おこし、まちづくり、観光分野における女性の参画の拡大</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 	内閣府、国土交通省
<p>学習機会の提供、意識啓発等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこしに関する自主的学習グループへの支援など、男女の学習機会を確保する。 	内閣府、文部科学省、国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし、まちづくり、観光に関する女性の人材育成、男女共同参画についての意識啓発を行う。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及、コーディネーター等の派遣などによる各地の自主的な取組への支援等を実施する。 	内閣府
<p>地域におけるネットワークの構築</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点も踏まえ、地域おこし、まちづくり、観光に関し、地域活動、NPO活動等のネットワークの構築や、異業種間を含む幅広いスタイルの連携活動を推進する。 	内閣府
<p>環境分野における女性の参画の拡大</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 	内閣府、環境省
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に係る意思決定には科学技術、経済、法律、及びその他の自然環境関連分野の専門知識が必要となるが、大学で当該分野を専攻する女性は少数にとどまっているので、科学技術、経済、法律等への女性若年層の関心と理解の向上のための啓発活動を推進する。 	内閣府、文部科学省
<p>環境保全活動への参画の支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、 	文部科学省、環境



<p>地域における環境学習の推進やNGO、NPO活動の支援等を図る。</p> <p>国際的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1992 年に開催された「国連環境開発会議」(地球環境サミット)で採択された持続可能な開発の実現を目指す実施計画である「アジェンダ 21」及びその国内行動計画である「『アジェンダ 21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する取組については、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。 ・ 2002 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)で日本のNGOと日本政府が提案し、同年国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が 2005 年から開始されていることを踏まえ、「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組と国際協力を積極的に推進する。その際、政府とNGOが密接に連携するとともに、政府においては、関係府省における横断的な推進体制を整備する。 	<p>省</p> <p>外務省、環境省</p> <p>外務省、文部科学省、環境省</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

第2部における数値目標（再掲）

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
(1)	・社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。	p.8
	・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。	p.9
	・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の所得率の向上を図る。（平成16年度0.9%）	p.9
(2)	・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成15年度0.5%）	p.11
(3)	・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。（平成10年度6.6%）	p.13
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革		
(2)	・「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。（平成16年52.5%）	p.19
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
(1)	・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。（平成15年度29.5%）	p.29
(4)	・就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。（平成14年6.1%）	p.33
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援		
(1)	・概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることを目指し、育児休業取得率の向上を図る。（平成16年度男性0.56%、女性70.6%）	p.47
	・概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を25%にすることを目指し、普及率の向上を図る。（平成16年度10.5%）	p.47
	・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに1割以上減少させる。（週労働時間60時間以上の雇用者の割合 平成16年12.2%）	p.47
	・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度ま	p.47

	で少なくとも55%以上にする。(平成16年度46.6%)	
	・ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計で700企業にする。(平成17年度までの累計270企業)	p.49
	・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(男性の育児休業取得実績がある企業)の割合を平成21年度までに計画策定企業の20%以上にする。	p.49
	・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成21年度までに100%にする。	p.49
(2)	・「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21年度に215万人の受入れ児童数の拡大を図る。(平成16年度203万人)	p.49
	・延長保育を推進し、平成21年度までに16,200か所の保育所での実施を図る。(平成16年度12,783か所)	p.49
	・休日保育を推進し、平成21年度までに2,200か所の保育所での実施を図る。(平成16年度666か所)	p.49
	・夜間保育を推進し、平成21年度までに140か所での実施を図る。(平成16年度66か所)	p.49
	・放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。(平成16年度15,134か所)	p.49
	・子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度171か所)	p.51
	・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度2,783か所)	p.51
	・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所)	p.51
	・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。(平成16年度それぞれ569か所、310か所)	p.51
	・母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。	p.53
	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。	p.53
	・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。(平成16年359人)	p.53
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
(1)	・夫婦間における「平手で打つ」(平成15年73.4%)「なぐるふりをして、おどす」(平成15年56.3%)の各行為について、暴力と認識する人の割合を100%に近づけることを目指す。	p.67
8. 生涯を通じた女性の健康支援		
(1)	・成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成22年度までに50%にする。(平成16年38.5%)	p.91

(2)	・妊娠・出産について満足している者の割合を平成 22 年までに 100%にする。(平成 12 年度 84.4%)	p.91
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率を平成 22 年までに 100%にする。(平成 8 年 62.6%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	p.91
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成 22 年までに 100%にする。(平成 12 年 6.3%)」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。	p.91
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成 22 年までに 100%にする。(平成 13 年 24.9%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	p.91
	・不妊専門相談センターを平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・中核市で整備する。(平成 16 年度 95 か所中 51 か所)	p.91
	・特定不妊治療費助成事業を平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。(平成 16 年度 95 か所中 87 か所)	p.91
	・周産期医療ネットワークを平成 19 年度までに全都道府県で整備する。(平成 16 年度 28 都道府県)	p.91
(3)	・H I V / エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成 22 年までに全ての中学生・高校生に配布する。	p.93
	・薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成 22 年までに全ての中学生・高校生に配布する。	p.95
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成 22 年までになくす。(平成 12 年喫煙率 10.0%、飲酒率 18.1%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	p.95
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実		
(2)	・2000 年のミレニアム国連総会で合意された、2015 年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。	p.106
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進		
(1)	・女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調査会の報告に示された目標値(各研究組織毎に、当該分野の博士課程(後期)における女性割合等を踏まえつつ、自然科学系全体として 25%(理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、保健系 30%))を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。	p.123
(2)	・消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防団員を将来的に 10 万人以上にする。(平成 16 年 1.3 万人)	p.125

第3部 計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、第1部に述べたような考え方を踏まえながら、第2部において述べた広範かつ多岐にわたる取組を展開することが必要である。これらの取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進するためには、そのための体制を整備し、国民的な広がりをもって社会のあらゆる分野での取組を進めることが必要である。

国の取組はもとより、地方公共団体、女性団体、民間企業、経営者団体、労働団体、マスメディアその他の機関・団体、更には、老若男女を問わずすべての国民が、必要に応じて有機的な連携を保ちつつ、それぞれの立場で自主的に取組を展開することが期待される。

その際、国、地方公共団体とNGOとの対等な協調関係を確立するとの観点に立って、IT（情報通信技術）等の活用により、情報を相互に共有することができるよう、国内本部機構を軸としたネットワークの形成を図ることが重要である。

このため、以下の通り、本計画を総合的かつ効果的に推進するための方策を講ずるとともに、そのために必要な推進体制の整備・強化に努める。

1. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

第2部で記述した取組は様々な分野にまたがっており、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するためには、その基盤となる国内本部機構の組織・機能の整備・強化が重要である。中央省庁等改革によって男女共同参画社会の形成の促進のための体制が強化されたが、その機能を最大限に発揮するため、その的確な運用を図る。

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

・男女共同参画会議の機能発揮

内閣府に置かれ、内閣官房長官が議長である男女共同参画会議が、国内本部機構の重要な機関として、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議等に関して、専門調査会等を活用するなど、その機能を最大限に発揮するよう努める。その際、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体などの国民の幅広い意見が会議に十分反映されるよう努める。

・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画基本計画を実効性あるものとして総合的に推進していくために、男女共同参画会議においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視を行っている。同計画に基づく施策についても、内閣府を含む関係府省の協力の下、男女共同参画に係る専門家及び各分野の専門家の知見も活用しつつ、効果的かつ的確に監視を行う。また、その監視の結果については広く公表し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について広く国民に明らかにする。

・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

男女共同参画会議は、広範多岐にわたる政府の施策が男女共同参画社会の形成に配慮して企画・立案、実施されることを目的として、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、引き続き調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）を行う。調査は、その対象となる施策分野や男女共同参画に係る専門家の知見を活用しつつ、内閣府及び、施策の企画・立案、実施の主体である各府省との緊密な連携の下に実施する。実効性ある調査を実施するために、事例研究を進め、効果的な調査手法を開発する。男女共同参画影響調査の結果については、今後の施策の企画・立案、実施の参考として活用する。また、調査結果は広く国民に公表する。

さらに、男女共同参画影響調査に対する理解を深めるために、施策の企画・立案、実施の主体である各府省職員の幅広い参加を得た研修等を実施する。

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

・施策の総合的推進、フォローアップ等

本計画に基づき、関係行政機関が緊密な連携を保ちつつ、総合的見地から整合性のある諸施策を

推進する。

我が国の男女共同参画の現状、課題について常時把握し、施策への反映を図る。本計画は、国際社会における取組の動向、我が国の経済・社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ見直す。

・年次報告等の作成

男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告及び男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を毎年作成し、国会に提出する。

・行政職員の研修機会等の充実

行政に携わるすべての国の職員が女性の人権に対する認識を高め男女平等の視点を養うことができるように、男女共同参画に関する手引書等の作成・活用を図るとともに、研修機会や情報提供の充実を図る。

・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等

男女共同参画に関する関係府省の施策の一体的な推進を期すため、男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議を機動的に開催する。各府省においてその所管に係る施策について所要の調整を行う男女共同参画担当官は、あらゆる機会をとらえて相互の情報交換に努め、その活動の一層の活性化を図る。

・男女共同参画推進本部担当部署の充実等

国内本部機構が全体として有効に機能するよう、各府省における男女共同参画推進本部担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、関係府省による連絡会議の定期的な開催などにより、これら行政機関相互の緊密な連携を確保する。

また、これらの男女共同参画推進本部担当部署が各府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるように努める。同時に、政府の策定する各種の計画に男女共同参画社会の形成に関する施策を適切に位置付け、国の行政全体を通じた男女共同参画社会の形成の促進を図る。

・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等

男女共同参画社会の形成に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネット等を活用した情報交換などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取組やその成果について積極的に海外へ発信する。それとともに、国連諸機関や経済協力開発機構（OECD）をはじめとする国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努める。その際、地域的な近接性や文化的背景の共通性などから、アジア太平洋地域との連携に留意して相互交流の機会を充実させる。具体的には、国連アジア太平洋地域経済社会委員会（ESCAP）、アジア太平洋経済協力（APEC）が主催する各種会合への積極的な貢献に努める。また、国際的な動向に関連して、欧州評議会等の地域機関における活動に積極的に参画する。

また、我が国と共通の課題を持つ、世界各国の男女共同参画分野における有識者との交流を図る。

・苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用

政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済（以下「苦情の処理等」という。）については、行政相談委員を含む行政相談制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図る。その際、行政相談委員、人権擁護委員について女性への積極的な委嘱に配慮するとともに、男女共同参画に関する認識を高めるための研修、情報提供等の充実を図る。また、苦情の処理等に当たっては、国は、地方公共団体の男女共同参画担当部署等との緊密な連携を図る。

・男女共同参画関連予算の取りまとめ

各年度において、男女共同参画の推進に関連した予算額を取りまとめる。取りまとめにあたっては、男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項と、それ以外の事項に区分して行う。

2. 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

男女共同参画社会の形成は、我が国社会の在り方を変えていくことであり、国のみならず地方公共団体、NPO、NGOの取組が重要である。

地方分権が推進される中で、男女共同参画社会の形成に住民に身近な地方公共団体が果たす役割はますます大きくなっていくと考えられる。地方公共団体のすべての職員が男女共同参画の理念を理解することが求められているが、取り分け首長の理解が、その実現に大きな影響をもたらすことを認識する必要がある。国として地方公共団体の主体的な取組に対して積極的な支援を行う。

また、男女共同参画社会の形成にNPO、NGOが果たしてきた役割は大きく、国際的な場での活躍も含め今後もその取組が期待される。国としてもNPO、NGOの自主性を重んじつつ可能な支援を進める。特に、平成10年に制定された特定非営利活動促進法（NPO法）において特定非営利活動の一つに位置付けられている男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行っているNPOとの連携を強化する。

・地方公共団体との連携の強化

都道府県に対しては、関連施策の着実な一層の推進、市町村への働きかけ等のために、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

市町村に対しては、推進体制の整備充実、関連施策の着実な一層の推進のため、情報提供、研修機会の提供、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

地方公共団体の首長に対して、全国知事会、全国市長会、全国町村会等を通じて、男女共同参画社会への理解が深まるような働きかけを行う。

地方公共団体に対して、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供を行う。取り分け、市町村に対しては、計画の策定に資するよう、参考となる資料を作成、提供し、その支援を図る。

地方公共団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する条例を制定しようとする場合、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。

また、地方分権が推進される中、地方公共団体において、地域の特色をいかした先進的な取組を行っている例も多いことから、これらについて積極的な情報収集・提供を行う。

都道府県・政令指定都市の自主的な取組を支援するため、各界・各層の国民、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場を設け、地域における男女共同参画社会の形成に向けての気運を広く醸成する。

男女共同参画宣言都市奨励事業の実施などを通じて、「男女共同参画宣言都市」となることを宣言する市町村に対する支援を行うとともに、全国男女共同参画宣言都市サミットなどの開催を通じて、内閣府と男女共同参画宣言都市等との連携を一層深める。

・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実

公私立の女性センター・男女共同参画センター等は、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ、団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を果たしている。人材の育成や効果的な事業の展開を通じ、これらの拠点が一層充実し、男女共同参画社会基本法の理念に則した運営と有機的な連携が図られるよう支援する。

独立行政法人国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、拠点施設を支える人材の育成・研修、調査・研究に基づく先導的な学習プログラムの開発・提供、国内外の統計データその他必要な情報の提供、全国各地の拠点の間の交流の促進などを通じて、地域との連携を図りつつ、女性教育の推進に一層努めていく必要がある。

・NPO、NGOとの連携の強化

男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で独自の視点に立って自主的な活動を展開するNPO、NGOの果たす役割は極めて大きい。このため、両者間の情報の共有を一層推進する。その際、こうした取組にNPO、NGOの意見を反映させ、また、市町村や地域で活動する小規模なNPO、NGOであっても情報を入手し発信できるように配慮する。

また、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）など、NPO、NGO間相互の交流や情報交換等のネットワークづくりを引き続き支援する。

・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

国・地方公共団体・NPO・NGO等有機的に連携して、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けて、国民各界・各層で様々な取

組が行われるよう気運醸成を図る。

国民が男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する理解を深めたるため、男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11年6月23日）を踏まえて定められた「男女共同参画週間」において、広報活動、顕彰、会議等を実施する。

3．女性のチャレンジ支援

様々な分野における、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進し、女性の新しい発想や多様な能力の活用により、女性が活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指す、暮らしの構造改革を実現するための総合的な支援策を講じる。このため、チャレンジしたい女性が必要な情報をいつでもどこでも入手することができるよう、情報提供システムや人的ネットワークを構築する。

- ・様々な分野において、女性が希望を持って未来にチャレンジできるよう、身近なチャレンジモデルを提示し、一人一人が具体的に自分に合ったチャレンジをイメージし、選択できるようにする。
- ・いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに、女性がチャレンジできる環境が重要であり、情報の一元化や関係機関のネットワーク化による、ワンストップ・サービス等を提供する環境を構築するための取組を行う。このため、女性センター・男女共同参画センター等がネットワークの拠点施設として、チャレンジ支援策に関する情報提供や相談を行うワンストップ・サービスを提供できるよう、都道府県や拠点施設への支援を行う。
- ・人材育成の観点から、女性若年層に対するチャレンジ支援を推進する。また、地域の活性化のため、女性の活躍による地域づくりの好事例の普及等を行う。
- ・女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。